

田村市高齢者福祉計画・ 第9期田村市介護保険事業計画

[令和6年度～令和8年度]

令和6年3月



田 村 市

はじめに

我が国の少子高齢化は、世界に類を見ないほど急速に進行しています。

本市においても、総人口は減少傾向が続いている一方で、65歳以上の方の人口比率(高齢化率)は増加傾向が続き、令和5年(2023年)には、37.8%に達しています。また、令和7年(2025年)には、いわゆる「団塊の世代」のすべての方々が75歳以上の後期高齢者となり、その先の令和22年(2040年)には、「団塊ジュニア世代」の方々が65歳以上となることから、今後も高齢化率の上昇が続くことが見込まれています。



今後、高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定される一方で、現役世代人口の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤やサービス基盤のより一層の充実・強化が求められます。

このような状況を踏まえ、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とし、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において健康で生きがいを持ち、自己の意思が十分に尊重されながら、いきいきと安心して暮らし続けられるよう、総合的な施策を推進する「田村市高齢者福祉計画・第9期田村市介護保険事業計画」を策定しました。

本計画は、国の基本指針や前期計画における取組みを踏まえ、令和22年(2040年)まで見据えた中長期的な視点を持ち、介護保険制度の持続可能性の確保と地域共生社会の実現の一端を担う地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図るための各種施策を展開してまいります。

なお、本計画の推進にあたっては、保健・医療・介護及び福祉関係者並びに市民の皆さまとの協働・協創による取組みが重要であると考えています。皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、様々な視点からご意見、ご提言をいただきました田村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査等において貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さま及び関係機関・団体の皆さまに、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和6年(2024年)3月

田村市長 白石 高 司

目 次

第1章 計画策定の概要	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の性格と位置づけ	2
1 法令等の根拠	2
2 関連計画との関係	2
3 持続可能な開発目標（SDGs）との関連について	3
第3節 計画の期間及び見直しの時期	4
第4節 計画の策定体制	4
第5節 日常生活圏域の設定	5
第2章 高齢者を取り巻く現状	7
第1節 人口構造の推移	7
1 高齢者人口と高齢化率	7
2 高齢者世帯の状況	10
第2節 要支援・要介護認定者の状況	11
1 第1号被保険者と認定者数の推移	11
2 介護度別認定者数の推移	12
第3節 介護給付の状況	13
1 介護保険給付費の推移	13
2 第8期計画の進捗状況	16
第4節 地域支援事業の状況	22
1 介護予防・日常生活支援総合事業	22
2 包括的支援事業	25
3 任意事業	31
第5節 高齢者福祉サービスの状況	33
第6節 アンケート調査結果からみた市民の意識	35
1 調査の概要	35
2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要	36
3 在宅介護実態調査結果の概要	43
第7節 サービス事業者の状況	51
1 はじめに	51
2 調査結果の概要	51
第3章 基本理念・基本目標	53
第1節 将来人口の推計	53
第2節 計画の基本理念	55

第3節 計画の基本目標.....	55
第4節 施策の体系	56
第4章 基本目標と施策の展開	59
第1節 住み慣れた地域で元気に自立した生活が送れるまちを目指して.....	59
1 在宅支援の強化.....	59
2 敬老事業の実施.....	64
3 高齢者等見守り支援.....	65
4 施設福祉サービス.....	66
5 介護予防・日常生活支援総合事業.....	67
6 包括的支援事業.....	71
7 任意事業	75
第2節 地域で共に支えあうまちを目指して.....	77
1 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	77
2 認知症施策の推進.....	80
3 社会参加の推進と生きがいの創出.....	83
4 福祉に関する意識の高揚.....	84
5 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進.....	85
6 在宅医療・介護連携の推進.....	87
7 防犯・防災対策の推進.....	88
第3節 介護サービス基盤の充実.....	90
1 居宅介護サービスと介護予防サービス.....	90
2 地域密着型介護サービスと地域密着型介護予防サービス.....	96
3 居宅介護支援・介護予防支援.....	101
4 施設サービス.....	102
5 介護人材の育成と確保.....	104
6 感染症対策の推進に係る体制整備.....	106
7 介護給付適正化計画.....	107
第4節 給付費等の見込み.....	110
第5節 保険料の設定.....	114
第5章 計画の推進	119
第1節 計画の進行管理.....	119
1 計画の進行管理.....	119
2 保険者機能強化推進交付金等の活用.....	119
第2節 サービス提供体制の整備と関係機関との連携.....	120
1 サービス情報の提供.....	120
2 相談・苦情対応体制の充実.....	120

3	事業者への情報提供.....	120
4	国・県との連携.....	120
5	近隣地域等との連携.....	120
資料編.....		121
1	田村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 設置要綱.....	121
2	田村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 委員名簿.....	123
3	計画策定の経過.....	124

第1章 計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国では総人口が減少に転じるなかで、世界に例を見ない速さで高齢化が進行しており、令和4年（2022年）10月1日現在、高齢化率は29.0%となっています。今後、令和7年（2025年）に、いわゆる「団塊の世代」すべてが75歳以上となり、現役世代が急激に減少していくなかで、「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢期に入った後、令和25年（2043年）に高齢者人口がピークを迎えることが予測されています。

本市においても、人口減少・少子高齢化は進行しており、令和5年（2023年）10月1日現在、65歳以上の高齢者人口は12,739人となっており、本市の人口の37.8%を占めています。これは、福島県（33.3%）や全国（29.1%）よりも高い割合となっています。

都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討したうえで、介護保険事業計画を定めることが重要となっています。

本市では第8期計画を踏まえ、新たに「第9期計画」を策定し、地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、人と人・人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる包摂的な社会である「地域共生社会」の実現を目指していきます。

これまでの取組みを継承しつつ、市内で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために、「田村市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定するものです。

第2節 計画の性格と位置づけ

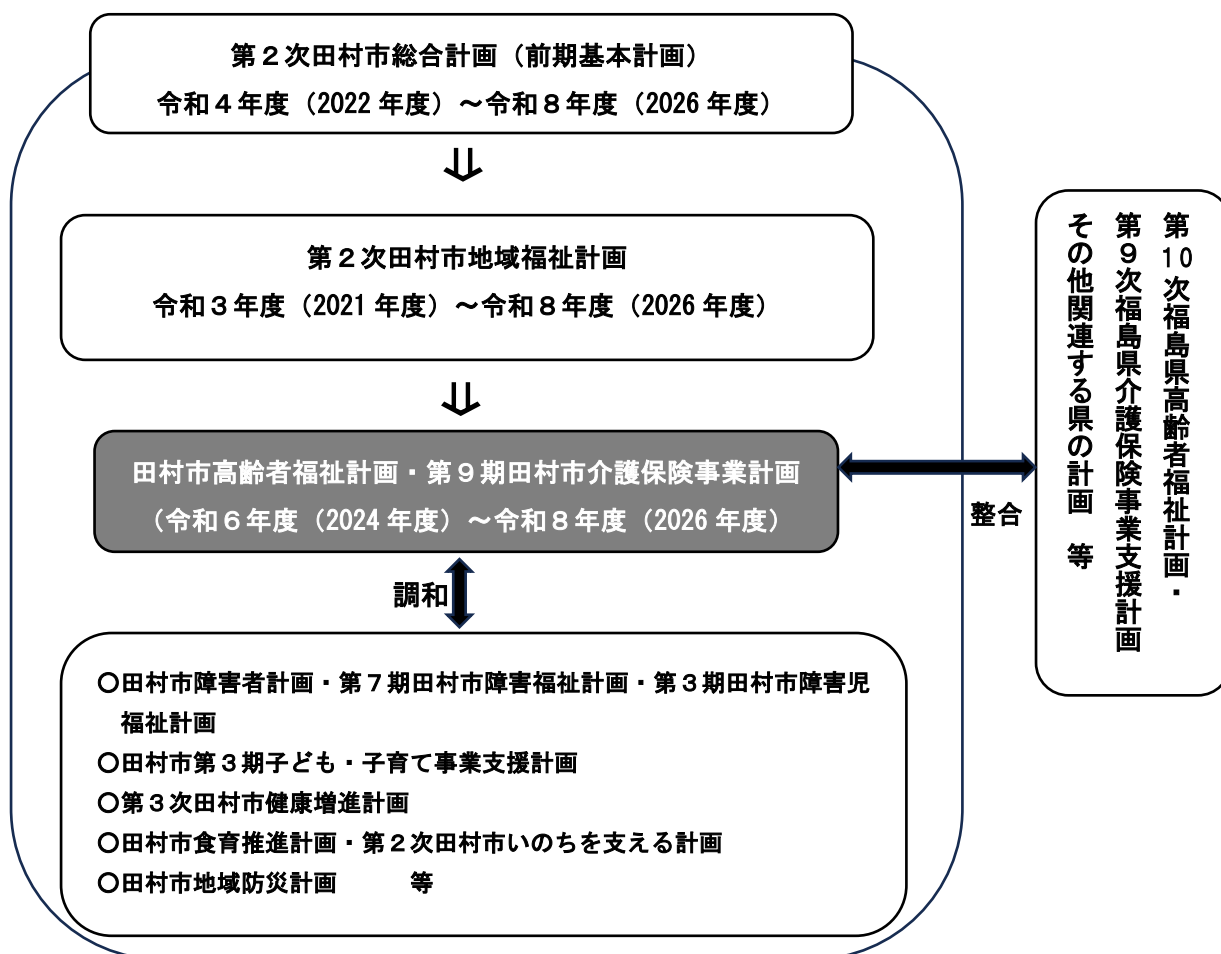
1 法令等の根拠

本計画は、本市における高齢者福祉事業及び介護保険事業の方向性を示し、各事業を円滑に実施・推進することを目的として策定する計画で、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

2 関連計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である『第2次田村市総合計画』の分野別計画として、高齢者福祉や介護に関する基本的な考え方と施策を示すものです。

また、「田村市地域福祉計画」を福祉部門の上位計画とし、国の基本的な指針等及び「第10次福島県高齢者福祉計画・第9次福島県介護保険事業支援計画」等、また、「田村市障害者計画」等関連計画との整合・調和を図り策定しています。



3 持続可能な開発目標（SDGs）との関連について

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた国際目標で、平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までのあいだに達成すべき 17 の目標（ゴール）と関連する 169 のターゲットで構成されています。

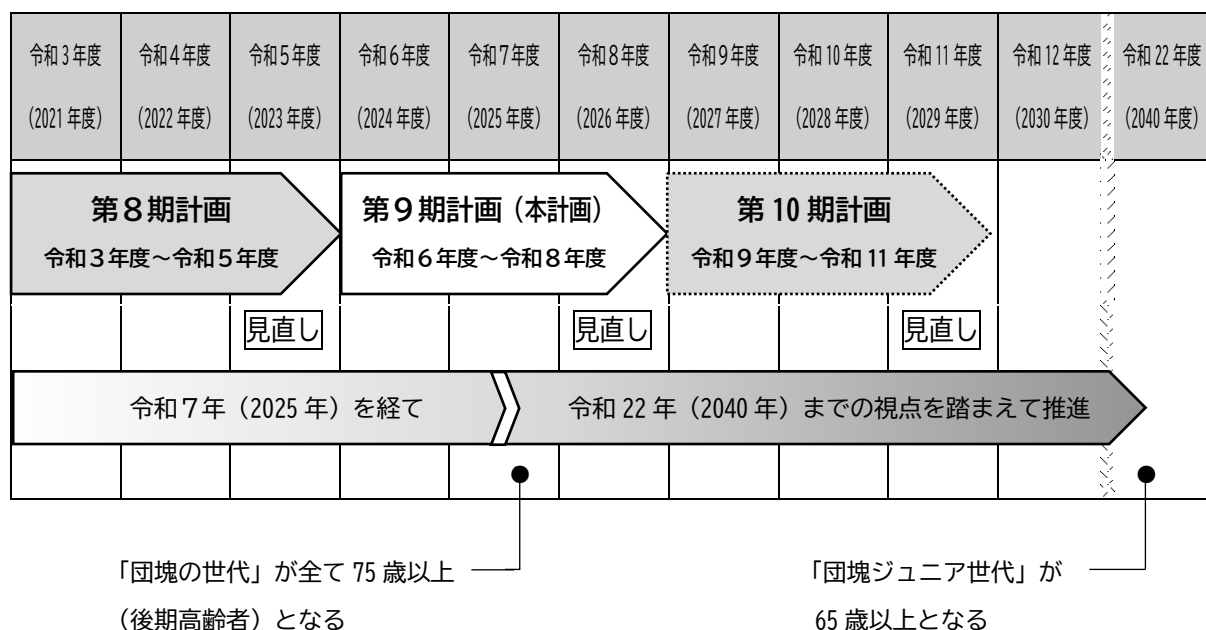
「誰一人取り残さない」を基本理念とするとともに、持続可能な開発を目指すうえで重要とされる社会・経済・環境の各側面からの総合的な取組みに重点が置かれており、本計画においても持続可能な開発目標の実現に向けた施策を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第3節 計画の期間及び見直しの時期

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とします。



第4節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、被保険者代表や、福祉・医療の有識者及び市内の各種関係団体の代表者等で構成される「田村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を開催し、これまでの介護給付実績や、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」により寄せられた幅広い意見や高齢者の実態などを参考に計画内容全般について協議・検討を行いました。

本計画は「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた計画とし、中長期的なサービス・給付・保険料の水準を推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

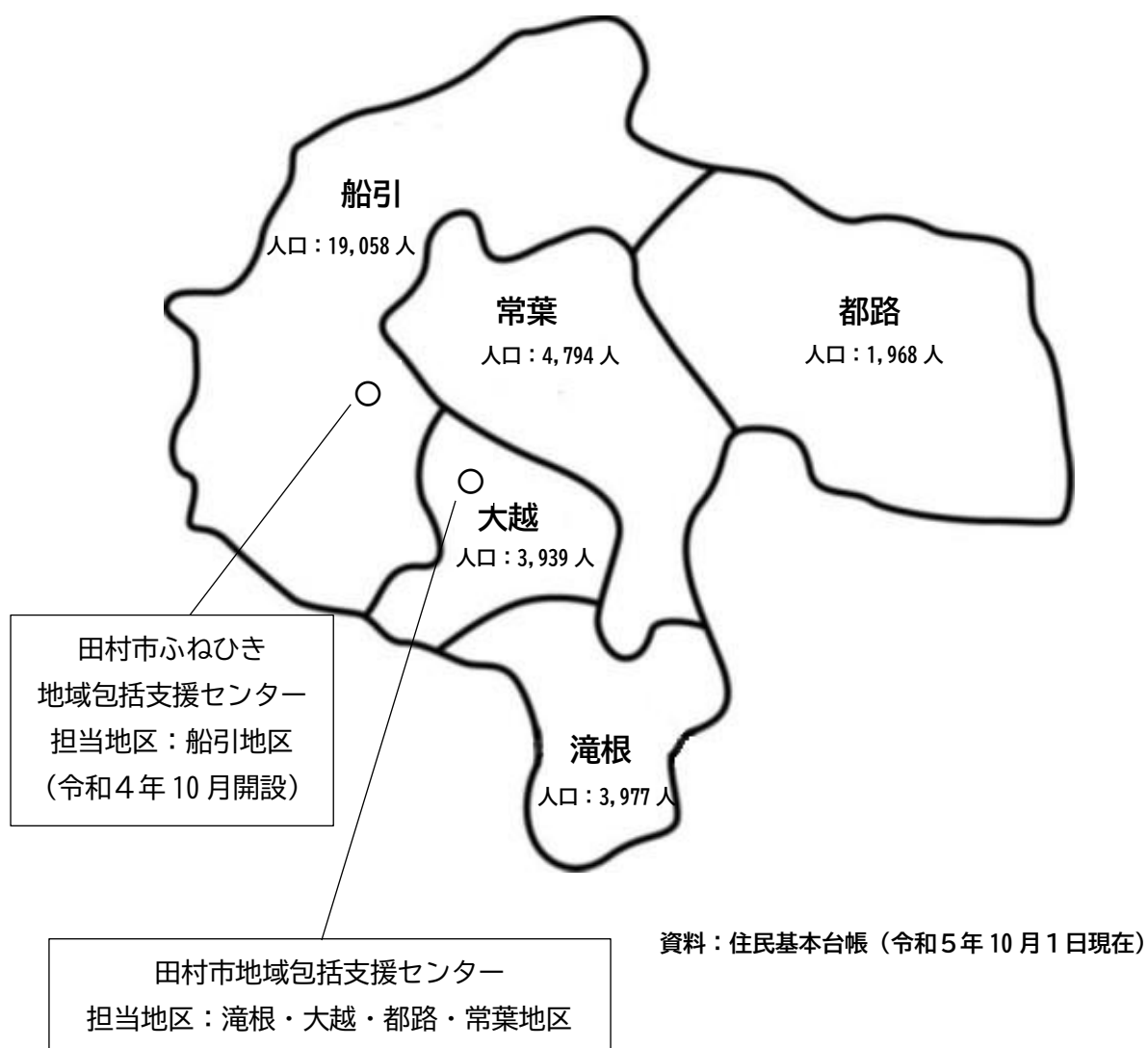
また、計画への市民意見を反映させるため、市ホームページなどを通じてパブリックコメントを実施しました。

計画策定後は、サービスの種類ごとの利用状況など、計画の実施状況についても毎年とりまとめ、計画を推進するうえでの課題分析を行うほか、必要な対策を講じるものとします。

第5節 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活できるように、地理的条件、人口、地域づくり活動の単位、交通事情その他の社会的な条件などを総合的に勘案し、本市においては、合併前の旧町村単位である「滝根地区」、「大越地区」、「都路地区」、「常葉地区」、「船引地区」の5圏域を日常生活圏域として設定しています。

本計画における取組みの実施にあたっては、市全域で進めるとともに、日常生活圏域を単位として、サービス提供基盤の整備や福祉・保健サービスなどについて検討します。また、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう総合相談窓口として、地域包括支援センターを2箇所を設置しています。



第2章 高齢者を取り巻く現状

第2章 高齢者を取り巻く現状

第1節 人口構造の推移

1 高齢者人口と高齢化率

本市の人口は、令和5年（2023年）10月1日現在、33,736人で、平成30年（2018年）からの5年間で、3,530人減少しています。

■年齢3区分別人口の推移

単位：人、（％）

区 分		第7期			第8期		
		平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)
総人口		37,266	36,500	35,842	35,110	34,452	33,736
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
年少人口 (0 歳～14 歳)		3,957	3,760	3,633	3,476	3,328	3,192
		(10.6)	(10.3)	(10.1)	(9.9)	(9.7)	(9.5)
生産年齢人口 (15～64 歳)		20,917	20,233	19,609	18,898	18,420	17,805
		(56.1)	(55.4)	(54.7)	(53.8)	(53.5)	(52.8)
高齢者人口 (65 歳以上)		12,392	12,507	12,600	12,736	12,704	12,739
		(33.3)	(34.3)	(35.2)	(36.3)	(36.9)	(37.8)
	前期高齢者 (65 歳～74 歳)	5,436	5,497	5,729	6,067	6,099	6,101
		(14.6)	(15.1)	(16.0)	(17.3)	(17.7)	(18.1)
	後期高齢者 (75 歳以上)	6,956	7,010	6,871	6,669	6,605	6,638
		(18.7)	(19.2)	(19.2)	(19.0)	(19.2)	(19.7)
高 齢 化 率	福島県 65 歳以上	(30.9)	(31.5)	(32.2)	(32.4)	(32.9)	(33.3)
	福島県 75 歳以上	(15.9)	(16.2)	(16.3)	(16.1)	(16.6)	(17.2)
	全 国 65 歳以上	(28.1)	(28.4)	(28.7)	(28.9)	(29.0)	(29.1)
	全 国 75 歳以上	(14.2)	(14.7)	(14.8)	(14.8)	(15.5)	(16.1)

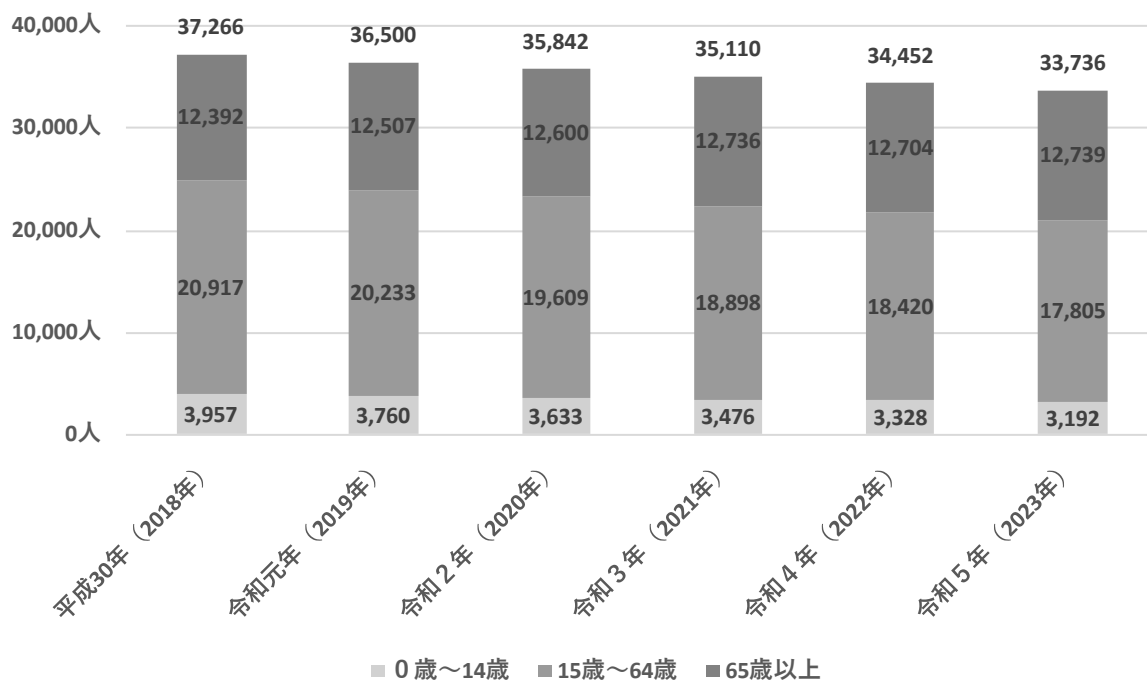
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）、

福島県の高齢化率は、福島県現住人口調査、

全国の高齢化率は、総務省「人口推計」より

年齢3区分別人口では、平成30年（2018年）以降、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）は年々減少しています。一方、高齢者人口（65歳以上）は年々増加しており、令和5年（2023年）には12,739人（37.8%）となっています。

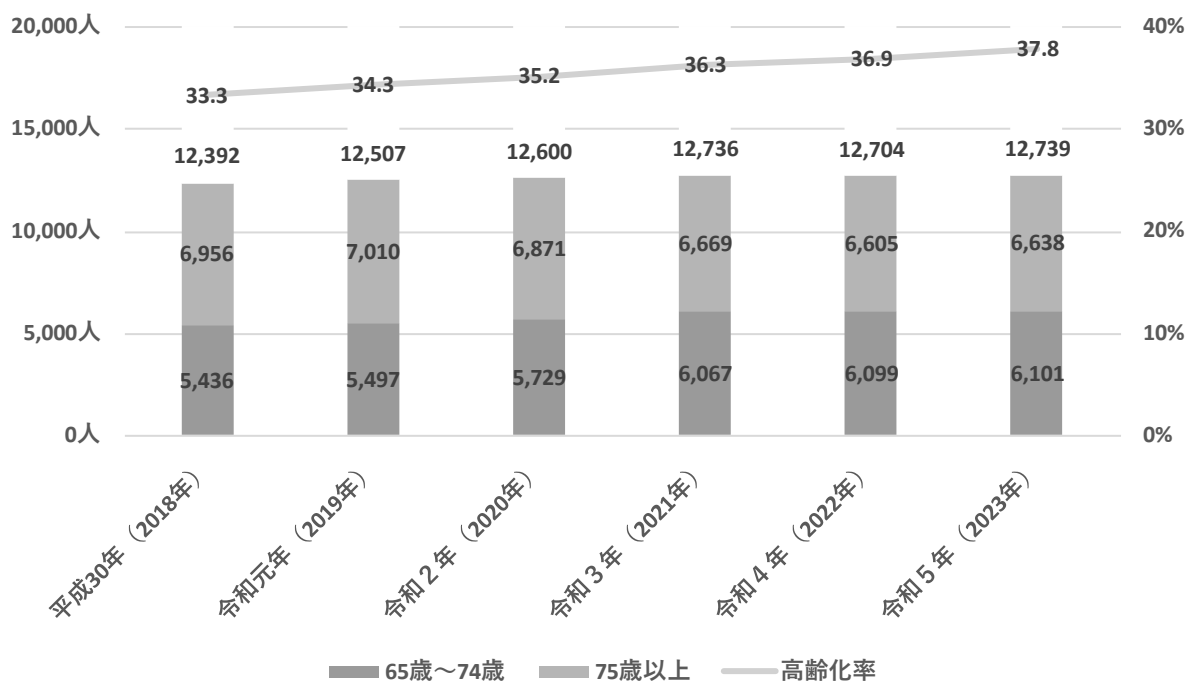
■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

令和5年(2023年)の高齢者の内訳をみると、「65歳～74歳」の前期高齢者は6,101人(18.1%)、「75歳以上」の後期高齢者は6,638人(19.7%)となっており、これは福島県の「75歳以上」の比率(17.2%)を2.5%、全国の「75歳以上」の比率(16.1%)を3.6%上回っています。

■高齢者人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 高齢者世帯の状況

本市の総世帯数は令和2年（2020年）10月1日現在、12,130世帯で、平成27年（2015年）の12,708世帯から578世帯減少しました。

そのうち、「高齢者のいる世帯」は、168世帯増加して7,753世帯となりました。

内訳をみると、「高齢者単独世帯」が280世帯増加して1,414世帯、「高齢者夫婦世帯」が11世帯増加して1,224世帯ですが、「高齢者のいるその他の世帯」は、123世帯減少して5,115世帯となっています。

■高齢者世帯の推移

単位：世帯、（％）

		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	増 減		
						平成17年 (2005年) ～ 平成22年 (2010年)	平成22年 (2010年) ～ 平成27年 (2015年)	平成27年 (2015年) ～ 令和2年 (2020年)
総世帯数		11,941	11,918	12,708	12,130	27	790	▲578
高齢者のいない世帯		4,485	4,427	5,123	4,377	▲58	696	▲746
高齢者のいる 世帯	世帯数	7,456	7,491	7,585	7,753	35	94	168
	構成比	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			
高年齢者 単独世帯	世帯数	775	880	1,134	1,414	105	254	280
	構成比	(10.4)	(11.7)	(15.0)	(18.2)			
高年齢者 夫婦世帯	世帯数	935	1,068	1,213	1,224	133	145	11
	構成比	(12.5)	(14.3)	(16.0)	(15.8)			
高年齢者のいる その他の世帯	世帯数	5,746	5,543	5,238	5,115	▲203	▲305	▲123
	構成比	(77.1)	(74.0)	(69.1)	(66.0)			

資料：「総務省国勢調査」（各年10月1日現在）

第2節 要支援・要介護認定者の状況

1 第1号被保険者と認定者数の推移

令和5年（2023年）9月末現在での認定者数は、2,540人で、そのうち、第1号被保険者（65歳以上の方）は、2,486人、第2号被保険者※（40歳から64歳の方）は、54人となっています。

第1号被保険者数に占める認定者数の割合を示す「認定率」^注は、令和5年（2023年）9月末現在で19.6%となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移

単位：人、（％）

	第7期			第8期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
第1号被保険者数	12,413	12,502	12,593	12,690	12,659	12,697
要支援・要介護認定者数	2,417	2,514	2,606	2,570	2,527	2,540
うち、第1号被保険者数	2,363	2,450	2,553	2,514	2,476	2,486
うち、第2号被保険者※数	54	64	53	56	51	54
認定率	(19.0)	(19.6)	(20.3)	(19.8)	(19.6)	(19.6)

注：認定率＝第1号被保険者の認定者数／第1号被保険者数

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月月報値）

※第2号被保険者（40歳から64歳の方）で介護サービスを利用できる方は、特定疾病（がん、関節リウマチ、パーキンソン病関連疾患など全16種類（疾病））が原因で介護が必要と認定された方です。

2 介護度別認定者数の推移

認定者の内訳を要支援・要介護度別の人数でみると、令和5年（2023年）では、要介護1が530人で最も多く、次いで要介護2の449人と要介護3の443人が同程度となっており、要支援の合計は、507人、要介護の合計は、2,033人となっています。認定者数、認定率ともに、ほぼ横ばい傾向にあり、これまでの高齢者福祉施策に係る取組みが介護予防・重度化防止につながっているものと考えられます。

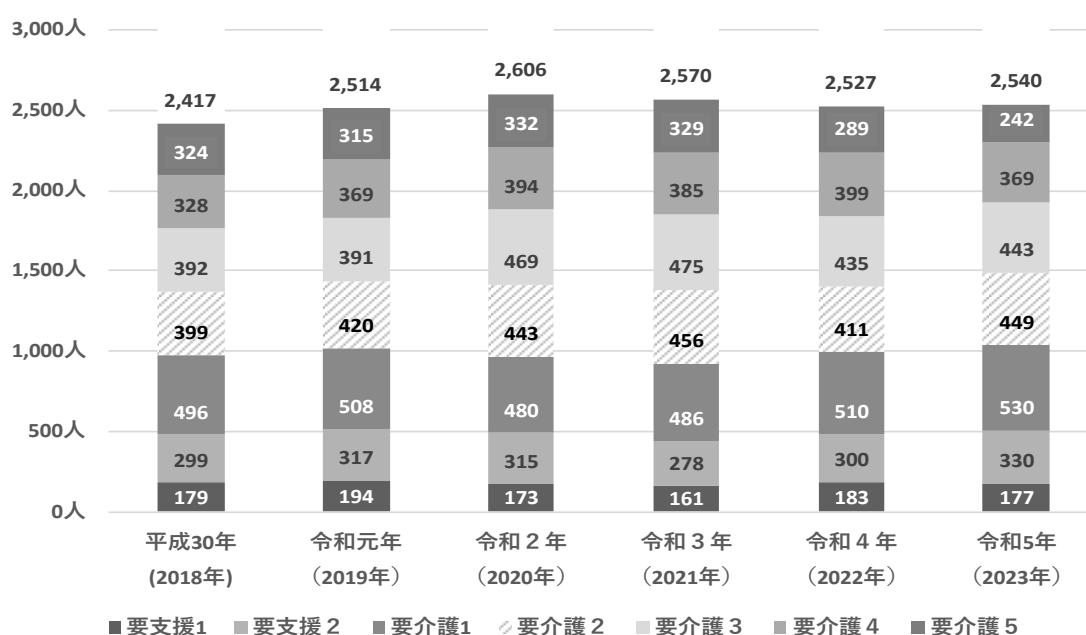
■要支援・要介護認定者の介護度

単位：人

		第7期			第8期		
		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
認定者の内訳	要支援1	179	194	173	161	183	177
	要支援2	299	317	315	278	300	330
	要介護1	496	508	480	486	510	530
	要介護2	399	420	443	456	411	449
	要介護3	392	391	469	475	435	443
	要介護4	328	369	394	385	399	369
	要介護5	324	315	332	329	289	242
	合 計	2,417	2,514	2,606	2,570	2,527	2,540

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月月報値）

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月月報値）

第3節 介護給付の状況

1 介護保険給付費の推移

(1) 介護保険事業の給付費の推移

介護保険事業の給付費は、総額で見ると令和2年度(2020年度)は、約41億1,000万円、令和3年度(2021年度)は、約38億7,000万円、令和4年度(2022年度)は、約39億円、令和5年度(2023年度)は、約38億6,000万円となっています。令和5年度(2023年度)の内訳をみると、在宅サービスが41.0%、居住系サービスが11.4%、施設サービスが47.7%となっています。

在宅サービスの構成比が年々低くなる一方で、居住系サービスと施設サービスの構成比は年々高くなっています。

■介護保険事業の給付費の推移

単位：千円、(%)

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
在宅サービス	給付費	1,901,214	1,733,268	1,650,700	1,582,406
	構成比	(46.2)	(44.8)	(42.3)	(41.0)
居住系サービス	給付費	420,299	383,443	417,433	438,851
	構成比	(10.2)	(9.9)	(10.8)	(11.4)
施設サービス	給付費	1,792,585	1,754,020	1,833,035	1,842,317
	構成比	(43.6)	(45.3)	(46.9)	(47.7)
合 計	給付費	4,114,098	3,870,731	3,901,168	3,863,575
	構成比	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

注：令和5年度は見込値

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 居住系サービス・施設サービスの利用状況

① 居住系サービス

居住系サービスの給付費をみると、特定施設入居者生活介護では、令和2年度（2020年度）は約3,500万円で、令和5年度（2023年度）は、約3,000万円と減少しています。

また、認知症対応型共同生活介護では、令和2年度（2020年度）は、約3億5,000万円で、令和5年度（2023年度）は、約4億1,000万円と増加しています。

■居住系サービス給付費の推移

単位：千円、（％）

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅サービス、介護予防サービス					
特定施設入居者生活介護	給付費	34,606	37,806	36,745	29,988
	構成比	(9.1)	(9.9)	(8.8)	(6.8)
地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス					
認知症対応型共同生活介護	給付費	347,500	345,637	380,688	408,863
	構成比	(90.9)	(90.1)	(91.2)	(93.2)
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0
	構成比	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
合 計	給付費	382,106	383,443	417,433	438,851
	構成比	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

注：令和5年度は見込値

資料：地域包括ケア「見える化」システム

② 施設サービス

施設サービスの給付費の合計をみると、令和2年度（2020年度）は、約16億2,000万円、令和3年度（2021年度）は、約17億5,000万円、令和4年度（2022年度）は、約18億3,000万円、令和5年度（2023年度）は、約18億4,000万円と年々増加しています。

令和5年度（2023年度）の内訳をみると、介護老人福祉施設が63.4%、介護老人保健施設が30.0%、介護医療院が2.3%、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が4.2%となっています。

■施設サービス給付費の推移

単位：千円、（％）

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護老人福祉施設	給付費	995,908	1,053,486	1,125,852	1,168,450
	構成比	(61.4)	(60.1)	(61.4)	(63.4)
介護老人保健施設	給付費	553,363	577,367	588,146	552,550
	構成比	(34.1)	(32.9)	(32.1)	(30.0)
介護医療院	給付費	0	16,143	29,965	43,166
	構成比	(0.0)	(0.9)	(1.6)	(2.3)
介護療養型医療施設	給付費	17,238	10,346	0	0
	構成比	(1.1)	(0.6)	(0.0)	(0.0)
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	給付費	55,109	96,678	89,073	78,152
	構成比	(3.4)	(5.5)	(4.9)	(4.2)
合 計	給付費	1,621,618	1,754,020	1,833,035	1,842,317
	構成比	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

注：令和5年度は見込値

資料：地域包括ケア「見える化」システム

2 第8期計画の進捗状況

(1) 介護給付費

① 居宅サービス

居宅サービスにおける介護給付費は、令和3年度（2021年度）の進捗率は、95.9%、令和4年度（2022年度）は、90.3%、令和5年度（2023年度）は、85.7%となっています。計画期間を通じて、訪問看護や住宅改修費の実績値が高く、計画値を上回っています。

■介護給付費（居宅サービス）の状況

単位：千円、（%）

区 分	令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
訪問介護	142,425	134,421	(94.4)	143,542	141,020	(98.2)	145,351	116,157	(79.9)
訪問入浴介護	29,806	25,129	(84.3)	29,822	26,303	(88.2)	30,945	28,792	(93.0)
訪問看護	89,911	95,350	(106.0)	90,464	96,423	(106.6)	91,323	98,192	(107.5)
訪問リハビリテーション	3,800	1,566	(41.2)	4,075	1,796	(44.1)	4,663	439	(9.4)
居宅療養管理指導	8,017	6,469	(80.7)	8,113	7,298	(90.0)	8,210	7,744	(94.3)
通所介護	607,148	633,861	(104.4)	610,454	599,179	(98.2)	613,581	569,274	(92.8)
通所リハビリテーション	166,797	150,890	(90.5)	169,749	140,103	(82.5)	170,686	140,640	(82.4)
短期入所生活介護	211,177	161,845	(76.6)	214,002	124,050	(58.0)	200,229	113,445	(56.7)
短期入所療養介護(老健)	33,715	19,714	(58.5)	33,733	22,750	(67.4)	34,800	22,733	(65.3)
短期入所療養介護(病院等)	266	0	(0.0)	266	0	(0.0)	266	0	(0.0)
短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	—	0	0	—	342	0	(0.0)
福祉用具貸与	108,800	107,811	(99.1)	108,835	108,007	(99.2)	109,265	107,316	(98.2)
特定福祉用具購入費	3,558	4,126	(116.0)	3,558	4,776	(134.2)	3,558	3,173	(89.2)
住宅改修費	4,672	7,808	(167.1)	4,672	7,072	(151.4)	4,672	7,526	(161.1)
特定施設入居者生活介護	35,421	37,806	(106.7)	35,441	36,745	(103.7)	35,441	29,988	(84.6)
居宅サービス 計	1,445,513	1,386,796	(95.9)	1,456,726	1,315,522	(90.3)	1,453,332	1,245,419	(85.7)

注：令和5年度実績値は見込値

資料：地域包括ケア「見える化」システム

② 地域密着型サービス

地域密着型サービスにおける介護給付費は、令和3年度（2021年度）の進捗率は、82.9%、令和4年度（2022年度）は、76.6%、令和5年度（2023年度）は、65.0%となっています。計画期間を通じて、地域密着型通所介護の実績値が高く、計画値を上回っています。

■介護給付費（地域密着型サービス）の状況

単位：千円、（%）

区 分	令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	16,905	0	(0.0)	47,866	0	(0.0)	80,766	0	(0.0)
夜間対応型訪問介護	1,072	0	(0.0)	1,609	0	(0.0)	1,609	0	(0.0)
地域密着型通所介護	180	781	(433.9)	359	620	(172.7)	359	1,281	(356.8)
認知症対応型通所介護	1,438	0	(0.0)	1,439	0	(0.0)	1,439	0	(0.0)
小規模多機能型居宅介護	64,987	61,747	(95.0)	78,542	62,435	(79.5)	170,272	70,478	(41.4)
認知症対応型共同生活 介護	437,417	345,391	(79.0)	474,419	378,819	(79.8)	492,738	398,579	(80.9)
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	80,096	96,678	(120.7)	83,004	89,073	(107.3)	83,004	78,152	(94.2)
看護小規模多機能型 居宅介護	64,495	47,724	(74.0)	64,432	44,482	(69.0)	65,457	34,077	(52.1)
地域密着型サービス 計	666,590	552,321	(82.9)	751,670	575,429	(76.6)	895,644	582,567	(65.0)

注：令和5年度実績値は見込値

資料：地域包括ケア「見える化」システム

③ 施設サービス

施設サービスにおける介護給付費は、令和3年度（2021年度）の進捗率は、82.7%、令和4年度（2022年度）は、86.8%、令和5年度（2023年度）は、87.7%となっています。計画期間を通じて、介護医療院の実績値が、計画値を大きく上回っています。

■介護給付費（施設サービス）の状況

単位：千円、（%）

区 分	令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
介護老人福祉施設	1,342,181	1,053,486	(78.5)	1,342,926	1,125,852	(83.8)	1,342,926	1,168,450	(87.0)
介護老人保健施設	654,520	577,367	(88.2)	657,918	588,146	(89.4)	660,164	552,550	(83.7)
介護医療院	4,464	16,143	(361.6)	4,467	29,965	(670.8)	8,934	43,166	(483.2)
介護療養型医療施設	3,917	10,346	(264.1)	3,920	0	(0.0)	0	0	—
施設サービス 計	2,005,082	1,657,342	(82.7)	2,009,231	1,743,963	(86.8)	2,012,024	1,764,166	(87.7)

注：令和5年度実績値は見込値

資料：地域包括ケア「見える化」システム

④ 居宅介護支援

居宅介護支援は、令和3年度（2021年度）の進捗率は、98.3%、令和4年度（2022年度）は、93.5%、令和5年度（2023年度）は、89.9%となっています。

■介護給付費（居宅介護支援）の状況

単位：千円、（%）

区 分	令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
居宅介護支援	220,285	216,588	(98.3)	221,617	207,316	(93.5)	223,128	200,490	(89.9)
居宅介護支援 計	220,285	216,588	(98.3)	221,617	207,316	(93.5)	223,128	200,490	(89.9)

注：令和5年度実績値は見込値

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 介護予防給付費

① 介護予防サービス

介護予防サービスにおける介護予防給付費は、令和3年度（2021年度）の進捗率は、91.2%、令和4年度（2022年度）は、89.4%、令和5年度（2023年度）は、98.1%となっています。計画期間を通じて、介護予防訪問看護や特定介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修の実績値が高く、計画値を上回っています。

■介護予防給付費（介護予防サービス）の状況

単位：千円、（%）

区 分	令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
介護予防訪問入浴介護	0	333	—	0	0	—	0	0	—
介護予防訪問看護	5,615	6,133	(109.2)	5,618	8,052	(143.3)	5,618	8,035	(143.0)
介護予防訪問リハビリテーション	420	194	(46.2)	420	66	(15.7)	350	0	(0.0)
介護予防居宅療養管理指導	223	180	(80.7)	223	112	(50.2)	223	56	(25.1)
介護予防通所リハビリテーション	33,115	27,196	(82.1)	33,134	24,795	(74.8)	33,134	29,427	(88.8)
介護予防短期入所生活介護	2,035	1,839	(90.4)	2,036	1,279	(62.8)	2,036	1,601	(78.6)
介護予防短期入所療養介護(老健)	283	103	(36.4)	284	330	(116.2)	284	242	(85.2)
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防福祉用具貸与	6,626	6,366	(96.1)	6,626	6,595	(99.5)	6,691	6,668	(99.7)
特定介護予防福祉用具購入費	549	589	(107.3)	549	977	(178.0)	549	826	(150.5)
介護予防住宅改修	693	2,286	(329.9)	693	2,144	(309.4)	693	1,768	(255.1)
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防サービス 計	49,559	45,219	(91.2)	49,583	44,350	(89.4)	49,578	48,623	(98.1)

注：令和5年度実績値は見込値

資料：地域包括ケア「見える化」システム

② 地域密着型介護予防サービス

地域密着型介護予防サービスにおける介護予防給付費は、令和3年度（2021年度）の進捗率は、55.7%、令和4年度（2022年度）は、61.9%、令和5年度（2023年度）は、136.8%となっています。

■介護予防給付費（地域密着型介護予防サービス）の状況

単位：千円、（%）

区 分	令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防小規模多機能型 居宅介護	1,753	3,758	(214.4)	3,941	3,939	(99.9)	3,941	2,553	(64.8)
介護予防認知症対応型 共同生活介護	5,438	246	(4.5)	5,441	1,869	(34.4)	5,441	10,284	(189.0)
地域密着型サービス 計	7,191	4,004	(55.7)	9,382	5,808	(61.9)	9,382	12,837	(136.8)

注：令和5年度実績値は見込値

資料：地域包括ケア「見える化」システム

③ 介護予防支援

介護予防支援は、令和3年度（2021年度）の進捗率は、92.0%、令和4年度（2022年度）は、95.4%、令和5年度（2023年度）は、103.0%と実績が伸びています。

■介護予防給付費（介護予防支援）の状況

単位：千円、（%）

区 分	令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
介護予防支援	9,196	8,463	(92.0)	9,201	8,780	(95.4)	9,201	9,473	(103.0)
介護予防支援 計	9,196	8,463	(92.0)	9,201	8,780	(95.4)	9,201	9,473	(103.0)

注：令和5年度実績値は見込値

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(3) その他の給付費

その他の給付費は、令和3年度(2021年度)の進捗率は120.3%、令和4年度(2022年度)は、130.2%、令和5年度(2023年度)は、131.5%となり、すべての区分で実績値が計画値を上回っています。

■その他の給付費の状況

単位：千円、(%)

区 分	令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
特定入所者介護サービス費	155,135	183,280	(118.1)	146,090	184,007	(126.0)	146,702	186,299	(127.0)
高額介護サービス費	53,548	69,028	(128.9)	53,306	75,812	(142.2)	53,531	75,961	(141.9)
高額医療合算介護サービス費	6,769	7,266	(107.3)	6,787	9,537	(140.5)	6,816	10,827	(158.8)
審査支払手数料	3,238	3,495	(107.9)	3,247	3,419	(105.3)	3,260	3,403	(104.4)
その他の給付費 計	218,690	263,069	(120.3)	209,430	272,775	(130.2)	210,309	276,490	(131.5)

注：令和5年度実績値は見込値

資料：田村市高齢福祉課資料より

(4) 標準給付費

標準給付費については、令和4年度(2022年度)の進捗率は、88.5%、令和5年度(2023年度)は、85.1%となっています。

■標準給付費の達成状況

単位：千円、(%)

区 分	令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
介護給付費	4,439,244	3,842,230	(86.6)	4,584,128	3,792,642	(82.7)
介護予防給付費	68,166	58,938	(86.4)	68,161	70,915	(104.0)
その他の給付費	209,430	272,775	(130.2)	210,309	276,490	(131.5)
標準給付費 計	4,716,840	4,173,943	(88.5)	4,862,598	4,140,047	(85.1)

注：令和5年度実績値は見込値

資料：地域包括ケア「見える化」システム

第4節 地域支援事業の状況

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等は、日常生活における困りごとや外出へのさまざまな支援が必要といわれています。本市においても、訪問介護、通所介護サービス（従前相当）に加え、住民を主体とした訪問型サービスや通所型サービス、専門職による通所型短期集中予防サービスを実施しました。

項 目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問型サービス〔従前相当〕 (延べ人数/年)	計画値	750	750	750
	実績値	464	427	379
訪問型サービスA〔緩和した基準によるサービス〕 (延べ人数/年)	計画値	—	—	—
	実績値	—	—	—
訪問型サービスB〔住民主体による支援〕 (延べ人数/年)	計画値	520	520	520
	実績値	473	526	540
訪問型サービスC〔短期集中予防サービス〕 (延べ人数/年)	計画値	—	—	—
	実績値	—	—	—
訪問型サービスD〔移動支援〕 (実施団体数)	計画値	2 団体	2 団体	2 団体
	実績値	2 団体	2 団体	2 団体
通所型サービス〔従前相当〕 (延べ人数/年)	計画値	2,600	2,600	2,600
	実績値	2,288	2,189	2,127
通所型サービスA〔緩和した基準によるサービス〕 (延べ人数/年)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
通所型サービスB〔住民主体による支援〕 (実施団体数)	計画値	2 団体	3 団体	3 団体
	実績値	3 団体	3 団体	3 団体
通所型サービスC〔短期集中予防サービス〕 (延べ人数/年)	計画値	204	240	300
	実績値	143	150	260

注：令和5年度実績値は見込値

（２） 一般介護予防事業

それぞれの高齢者の特性を把握したうえで、健康寿命を延ばし、かつ地域で自立した生活を送ることができるよう、関係各課と連携のうえ、生活習慣病等の重症化と生活機能の低下の防止に取り組みました。さらに、高齢者の社会参加を促すために、地域で支え合い、安心して暮らせる地域社会を目指し、ボランティアなどの協力を得ながら、運動サロン等の「住民が主体となった通いの場」づくりを重点事業として、一般介護予防事業を展開しました。

① 介護予防把握事業

保健師や民生児童委員等の地域活動、あるいは住民主体の通いの場（運動サロン）で集めた情報等を生かし、フレイルや閉じこもりといった、何らかの支援を必要とする高齢者を把握し、介護予防活動に結びつけました。

② 介護予防普及啓発事業

住民主体の通いの場（運動サロン）の立ち上げ支援や、介護保険法の理念（介護予防・自立支援・地域の支え合い等）を広く市民へ啓発することを目的とした「いきいき田村元気フェスティバル」を開催し、介護予防に役立つ運動や栄養、口腔ケア等の知識を広めました。

項 目			令和３年度 (2021 年度)	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)
住民主体の通いの場（運動サロン）立ち上げ支援（フレイル予防講話・運動実技体験等）	実施回数（回）	計画値	40	40	20
		実績値	1	4	5
	参加延べ人数（人）	実績値	4	23	59
「いきいき田村元気フェスティバル」の開催	実施回数（回）	実績値	1	1	1
	参加延べ人数（人）	実績値	100	106	202

注：令和５年度実績値は見込値

① 地域介護予防活動支援事業

住民主体の通いの場（運動サロン）の継続支援や、住民同士が支え合うことができる地域づくりを住民との協働により推進するために、介護予防に関する普及啓発を行うボランティア（いきいき健康サポーター）の育成に取組みました。

項 目			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
運動サロン	箇所数（箇所）	計画値	90	110	120
		実績値	72	73	53
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施分 （体力測定・栄養・運動・口腔指導・フレイル予防など）	実施回数（回）	210	240	270
		実績値	184	215	261
	継続支援分 （聞こえの教室・ボランティア講座・誤嚥性（ごえんせい）肺炎予防教室・大人の尿トレ教室など）	参加延べ人数（人）	1,552	1,883	2,263
		実績値			
いきいき健康サポーター育成 （交流会）	実施回数（回）	計画値	9	9	9
		実績値	6	7	4
	参加延べ人数（人）	計画値	168	81	98
		実績値			
		計画値			
		実績値			

注：令和5年度実績値は見込値

② 地域リハビリテーション活動支援事業

自立支援を視野に入れた介護予防の取組みの機能を強化するために、専門的な見地からの助言を必要とする方に対して、リハビリ専門職等を派遣して、対象者の能力を評価して、生活課題の改善に向けた助言を行いました。

項 目			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
リハビリ専門職等の派遣	派遣回数（回）	実績値	22	23	24
	指導延べ人数（人）	実績値	22	23	24

注：令和5年度実績値は見込値

2 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）は、要支援認定者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的としています。心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、利用者本人の選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行いました。

項 目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防ケアマネジメント（件／年）	計画値	8,600	8,600	8,600
	実績値	8,515	10,377	11,000

注：令和5年度実績値は見込値

(2) 総合的相談支援事業・権利擁護事業

高齢者が、住み慣れた地域で適切な保健・医療・福祉サービス等を利用できるように「総合的相談支援事業」を実施し、安心してその人らしい生活を続けていくことができるように支援を行いました。また、認知症高齢者等に対し、成年後見制度の利用を促進するなど、権利擁護に必要な支援を行っています。なお、養護者等からの虐待やセルフネグレクトが疑われる方については、虐待等防止・権利擁護連絡会において、情報共有・対応・協議を行い、早期発見・虐待防止を推進しています。

項 目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総合相談支援事業 総合相談件数（件）	計画値	250	250	250
	実績値	261	356	780
権利擁護事業 権利擁護相談件数（件）	計画値	10	10	10
	実績値	10	11	13

注：令和5年度実績値は見込値

（３）包括的・継続的マネジメント支援事業

地域包括支援センターが中心となって関係機関と連携し、地域で活動するケアマネジャーへのケアプランの作成指導や支援が困難な事例への指導と助言など、包括的かつ継続的に、地域全体のケアマネジメント体制の充実に取り組みました。

項 目		令和３年度 (2021 年度)	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)
連携会議等の開催 開催回数（回）	計画値	50	50	50
	実績値	2	18	48

注：令和５年度実績値は見込値

（４）認知症総合支援事業

認知症の早期発見と予防、認知症に対する正しい知識の普及を図るとともに、認知症となっても住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組みました。

さらに、地域包括支援センターを中心にして、認知症サポーターの養成や高齢者おかえり支援事業など、認知症の高齢者を抱える家族の負担軽減に努めました。

① 認知症への知識を深めるための普及・啓発活動

認知症についての正しい知識と対応のしかたを知っていただくための出前講座やセミナー、認知症サポーター養成講座を開催しました。

項 目			令和３年度 (2021 年度)	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)
認知症サポーター養成講座	開催回数（回）	計画値	10	10	10
		実績値	10	6	8
	受講者数（人）	計画値	100	100	100
		実績値	132	106	90
	認知症サポーター 累計人数（人）	計画値	4,741	4,841	4,941
		実績値	4,753	4,877	4,970

注：令和５年度実績値は見込値

② 認知症の状態に応じた医療・介護等の提供

運動や口腔機能の向上、趣味の活動などの取組みが認知機能の低下を予防する可能性が高いことから、住民が主体となった運動サロンの立ち上げや継続への支援を行いました。

また、医療や介護の専門職が家族からの相談を受けて、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族を訪問し、必要な医療や介護の提供とその調整、家族への支援などの初期対応について、包括的かつ集中的に行う専門チームを設置しました。

さらに、「認知症安心ガイド」（認知症ケアパス）の活用を図ることで、必要な医療や介護サービスを切れ目なく提供できるようにしました。

そして、地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービスの提供や、地域の各支援機関との連携、認知症の人やその家族等への相談対応といった取組みを行いました。

項 目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症初期集中支援チーム 認知症相談・支援件数 (件)	計画値	40	40	40
	実績値	20	1	1

注：令和5年度実績値は見込値

項 目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症地域支援推進員数（人）	計画値	4	4	4
	実績値	4	4	4

注：令和5年度実績値は見込値

① 認知症の方や介護者への支援

認知症の方やその家族が、地域住民や専門家と情報を共有し、相互の理解を図る認知症カフェの開催を支援しました。

② 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

認知症の人が帰宅できなくなったときの早期発見を目的に、予めその人の情報を登録しておく「高齢者おかえり支援事業」に取り組みました。

また、地域において、認知症の人とその家族を支えて、見守るという意識の高揚、認知症への理解の促進を目的として、おかえりネット徘徊（はいかい）模擬訓練を実施しました。

そして「高齢者おかえり支援事業」の登録者で、かつ在宅生活をされている人が、日常生活で損害賠償責任を負ったときや、交通事故等による死亡あるいは後遺障害を負った際の保障として、本市が契約者となって保険に加入し、認知症の人やその家族が地域で安心して生活できる「認知症高齢者個人賠償保険事業」を継続して行いました。

さらに、かかりつけ医や持病といった医療情報や緊急連絡先などを記入し、万が一の緊急時に備える「緊急情報カード」の配布を実施しました。

項 目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
高齢者おかえり支援事業 累計登録者数（人）	計画値	40	40	40
	実績値	36	26	28

注：令和5年度実績値は見込値

（５）生活支援体制整備事業

地域で高齢者が安心して生活し続けられることを目指し、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援体制整備事業の推進に取り組めました。

第１層協議体では、地域資源の情報収集や地域課題の話し合いなどを行い、生活支援コーディネーターを中心に、住民主体の生活支援について協議を重ねてきました。

また、支え合う地域づくりについての勉強会や住民主体による生活支援サービスの担い手養成講座の開催、日常生活圏域を対象とする第２層協議体の設立と活動の継続支援などに取り組めました。

項 目		令和３年度 (2021 年度)	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)
支え合う地域づくり協議体（第２層協議体（日常生活圏域ごと））設立数（件）	計画値	4	5	5
	実績値	3	4	4

注：令和５年度実績値は見込値

（６）地域ケア会議の充実

地域ケア会議を開催し、高齢者の生活の質の向上や高齢者が地域で暮らし続けるための地域課題の発見や解決に向けた検討などに努めました。

① 個別ケア会議

地域包括支援センターを中心に、関係機関が集まり、困難事例などの個別ケースについて支援方法の検討や地域課題の発見に努めました。

② 地域包括ケア推進担当者会議

地域包括支援センターを中心に、保健・医療・介護・福祉などの関係機関が集まり、日頃の活動で把握された地域の課題を共有し、その解決に向け必要な対策を検討しました。

地域課題の解決策の一つとして、様々な困りごとの相談先がわかりやすいリーフレットを作成し、行政機関窓口への設置や各関係機関へ配布するなどの取組みを行いました。

③ 自立支援型地域ケア会議

高齢者の生活の質の向上のために、高齢者の自立支援に役立つケアマネジメントと、それによる介護サービスの提供、地域での課題の把握などを目的に開催しました。

項 目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立支援型地域ケア会議 開催回数(回)	計画値	12	12	12
	実績値	12	11	12

注：令和5年度実績値は見込値

(7) 在宅医療・介護連携事業

在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築を目指し、田村地方在宅医療介護連携センターの運営や市民への啓発、多職種連携研修の開催に取り組めました。

① 市民への啓発

自分が望む最終段階の医療やケアを考える「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」や「正しい薬の知識」についてのセミナーを開催しました。

② 多職種連携研修

医療介護職の連携や資質向上を目指し、認知症や心不全、栄養や口腔ケア、リハビリテーションなどをテーマにした研修会を開催しました。

③ 田村地方在宅医療介護連携支援センターの運営

田村医師会、三春町、小野町と連携し、一体的な在宅医療介護連携を目指し、相談支援や研修会の開催、広報誌の発行などを行いました。

3 任意事業

(1) 成年後見制度利用支援事業※

判断能力が低下した高齢者の人権や財産を保護するために、成年後見制度の周知に努め、制度の利用促進を図りました。

項 目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
市長申立件数(件)	計画値	5	5	5
	実績値	1	1	4
後見人等報酬助成件数(件)	計画値	5	5	5
	実績値	2	0	1

注：令和5年度実績値は見込値

※成年後見制度利用支援事業：成年後見制度の利用が必要な生活保護世帯等を対象に、成年後見制度の申し立てに要する経費及び成年後見人等の報酬の全部または一部を助成するもの。

(2) 配食サービス事業

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで調理が困難な方を対象に、定期的に居宅を訪問してバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行いました。(現在、昼食のみ利用可能)

項 目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
対象人員(人)	計画値	40	40	40
	実績値	72	90	108
実施回数(回)	計画値	3,800	4,000	4,200
	実績値	4,322	5,069	7,286

注：令和5年度実績値は見込値

（３） 介護サービス相談員派遣事業

介護サービスを行う事業所に介護サービス相談員を派遣し、利用者や家族の疑問や不満、不安等の解消、当該事業所での介護サービスの質の向上を図る事業です。なお、第８期計画期間（令和３年度～令和５年度）については、コロナ禍の影響により介護サービス相談員の派遣が困難であったため、介護サービス相談員、介護事業所、市で情報共有や意見交換などの会議や研修会を開催しました。

項 目		令和３年度 (2021 年度)	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)
相談員人数（人）	計画値	4	4	4
	実績値	4	4	4
派遣回数（回）	計画値	100	100	100
	実績値	0	13	43

注：令和５年度実績値は見込値

第5節 高齢者福祉サービスの状況

本市における高齢者福祉サービスについて、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の利用実績は、以下のとおりです。

項 目		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
緊急通報システム事業	利用実人員（人）	120	117	120	119	120	132
	支出額（千円）	5,767	5,553	5,915	5,671	6,062	5,446
軽度生活援助事業	利用件数（件）	200	175	200	186	200	232
	支出額（千円）	760	560	729	575	808	689
高齢者住宅改修助成事業	利用件数（件）	25	22	25	13	25	25
	支出額（千円）	3,600	3,335	3,600	2,295	3,600	3,893
寝具類等洗濯乾燥消毒 サービス事業	利用実人員（人）	200	121	200	128	200	116
	支出額（千円）	1,848	918	1,320	1,133	1,584	862
高齢者日常生活用具給付事業	電磁調理器 利用実人員（人）	2	1	2	1	2	1
	火災警報器 利用実人員（人）	4	1	4	0	4	1
	自動消火器 利用実人員（人）	2	0	2	1	2	1
	支出額（千円）	170	25	170	47	170	54
車いす同乗軽自動車貸出事業	利用回数（回）	100	46	100	34	100	40
高齢者健康長寿サポート事業※ （令和5年度～）	申請者数（人）	—	—	—	—	4,000	4,100
介護用品給付券交付事業	利用実人員（人）	600	370	600	328	600	300
	支出額（千円）	23,460	21,991	24,000	19,550	22,620	18,000
要介護高齢者介護者手当 支給事業	利用実人員（人）	600	483	600	401	600	390
	支出額（千円）	22,860	22,720	24,660	20,090	22,860	19,000
在宅寝たきり高齢者等訪問 理髪事業	利用件数（件）	150	156	150	132	150	100
	支出額（千円）	812	529	987	461	987	400
生活支援ショートステイ事業	対象人員（人）	2	0	2	0	2	0
	実施回数（回）	7	0	7	0	7	0

項 目		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
長寿者褒賞	対象者数(人)	30	25	32	18	34	21
敬老記念品配布(贈呈)事業	招待者数(人)	7,300	6,905	7,200	6,954	7,100	6,998
敬老祝金の支給	対 象 者(人)	1,100	1,099	1,050	1,286	1,000	1,264
	支出額(千円)	22,580	21,360	24,360	23,380	23,890	22,820
高齢者安全運転支援装置設置 事業※(～令和4年度)	利用件数(件)	40	22	20	6	—	—
	支出額(千円)	800	290	400	113	—	—
高齢者交通対策支援事業※ (～令和4年度)	利用実人員(人)	1,150	631	1,150	630	—	—
	支出額(千円)	5,968	2,147	5,876	2,288	—	—

注：令和5年度実績値は見込値

※「高齢者安全運転支援装置設置事業」及び「高齢者交通対策支援事業」については、令和5年度(2023年度)からスタートした「高齢者健康長寿サポート事業」にて、包括的・一体的な取組みを行うことから、令和4年度(2022年度)に事業を廃止しています。

第6節 アンケート調査結果からみた市民の意識

1 調査の概要

(1) 調査の目的

田村市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の策定にあたって、高齢者の生活や介護の実態、サービスの利用意向などを把握し、今後の高齢者福祉サービスや健康づくりのための基礎資料を作成する。

(2) 調査の種類と対象者

種 類	対 象 者
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	○市内在住の65歳以上の方（要介護認定を受けている方を除く） ○基準日：令和5年（2023年）1月1日
在宅介護実態調査	○在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方 ○基準日：令和5年（2023年）1月1日

(3) 調査実施方法と期間

種 類	実施方法・期間
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	○郵送調査（郵送配布・回収） ○調査期間：令和5年（2023年）1月30日～2月28日まで
在宅介護実態調査	○郵送調査（郵送配布・回収）800件 ○聞き取り調査（介護支援専門員による聞き取り）425件 ○調査期間：令和5年（2023年）1月30日～2月28日まで

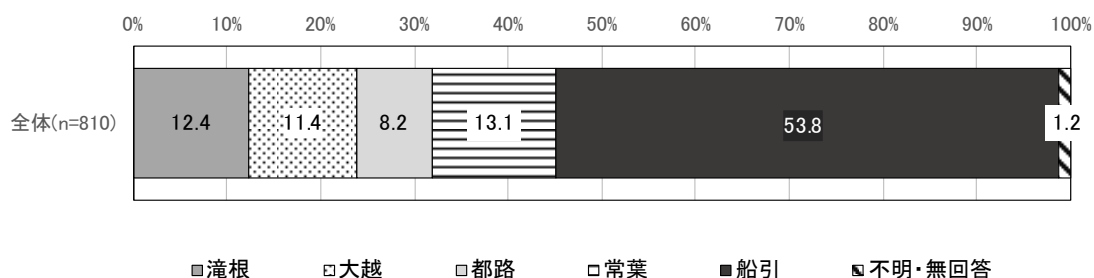
(4) アンケート回収結果

種 類	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	2,000 件	1,189 件	59.5%
在宅介護実態調査	1,225 件	879 件	71.8%

2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

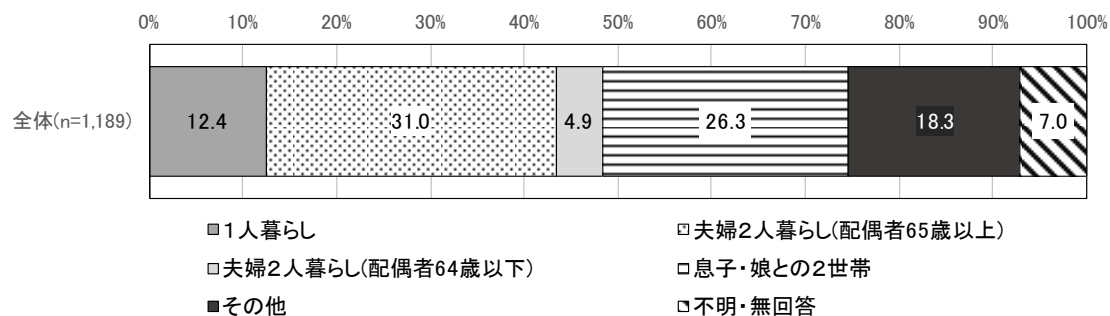
【圏域】

回答者が居住する圏域(地区)をみると、「船引」が53.8%と最も多く、次いで「常葉」が13.1%、「滝根」が12.4%となっています。



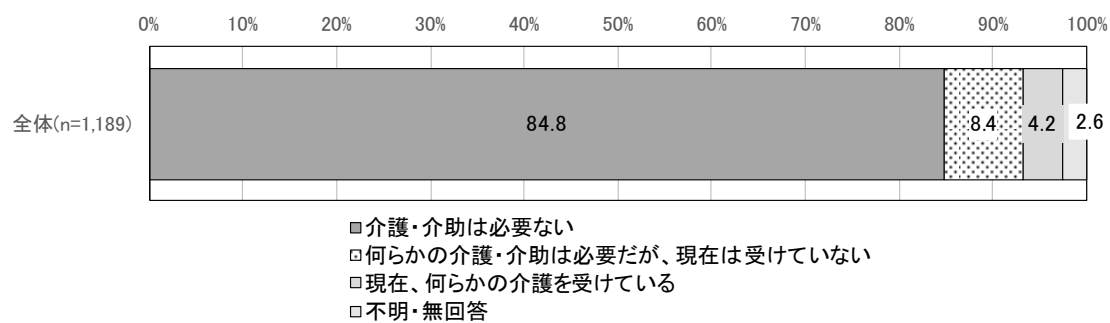
【家族構成】

「夫婦2人暮らし(配偶者 65 歳以上)」が31.0%で最も多く、次いで「息子・娘との2世帯」が26.3%、「その他」が18.3%となっています。



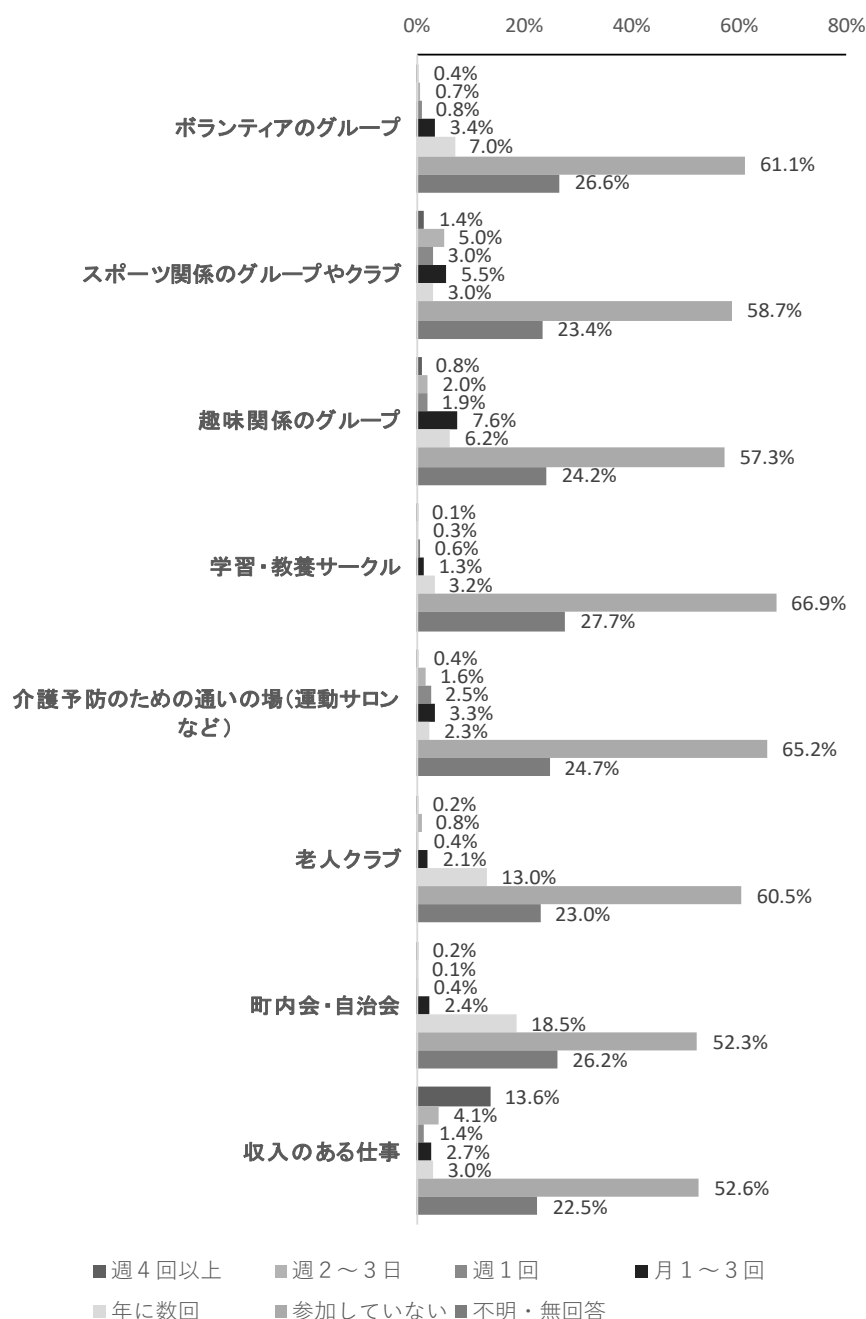
【介護の状況】

「介護・介助は必要ない」が84.8%で最も多く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が8.4%、「現在、何らかの介護を受けている」が4.2%となっています。



【会・グループへの参加頻度】

年に数回以上、会・グループへの活動に参加している人の割合は、ボランティアのグループでは 12.3%、スポーツ関係のグループやクラブでは 17.9%、趣味関係のグループでは 18.5%、学習・教養サークルでは 5.5%、介護予防のための通いの場（運動サロンなど）では 10.1%、老人クラブでは 16.5%、町内会・自治会では 21.6%、収入のある仕事では 24.8%となっています。

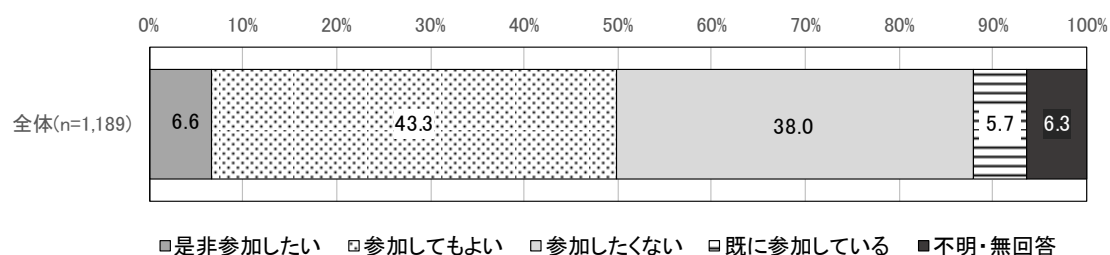


【健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向】

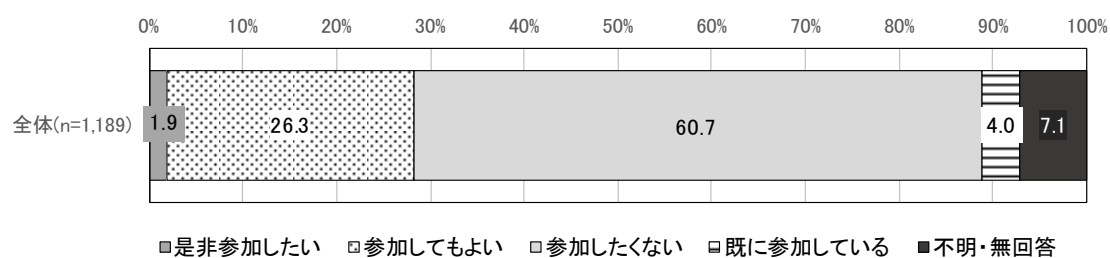
健康づくり活動や趣味等のグループ活動については、「参加してもよい」が43.3%で最も多く、次いで「参加したくない」が38.0%、「是非参加したい」が6.6%となっています。

また、これらの活動の企画・運営（お世話役）としての参加の意向については、「参加したくない」が60.7%で最も多く、次いで「参加してもよい」が26.3%、「不明・無回答」が7.1%となっています。

■健康づくりや趣味等のグループ活動への参加

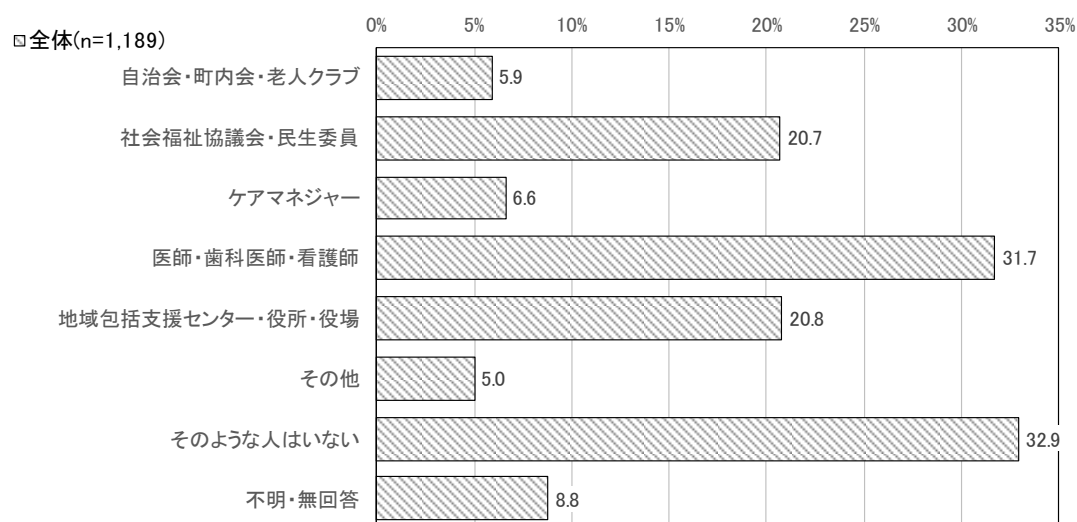


■健康づくりや趣味等のグループ活動の企画・運営（お世話役）としての参加



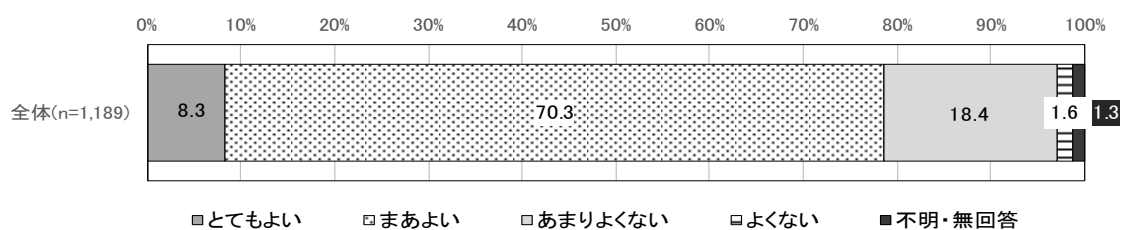
【家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手（複数回答）】

「そのような人はいない」（32.9%）を除くと、「医師・歯科医師・看護師」が 31.7%で最も多く、次いで「地域包括支援センター・役所・役場」が 20.8%、「社会福祉協議会・民生委員」が 20.7%となっています。



【健康状態】

「まあよい」が 70.3%で最も多く、次いで「あまりよくない」が 18.4%、「とてもよい」が 8.3%となっています。

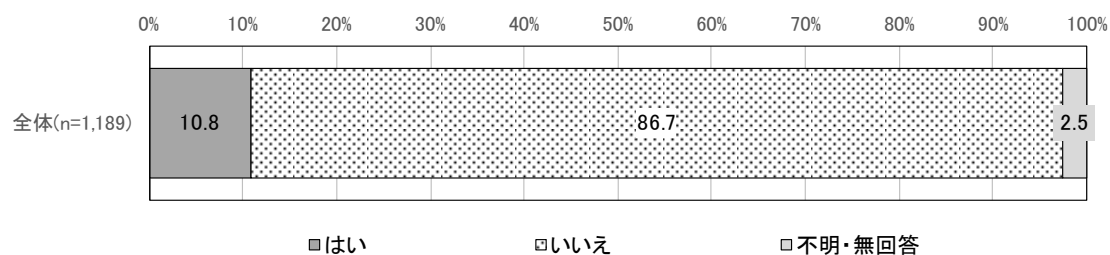


【認知症】

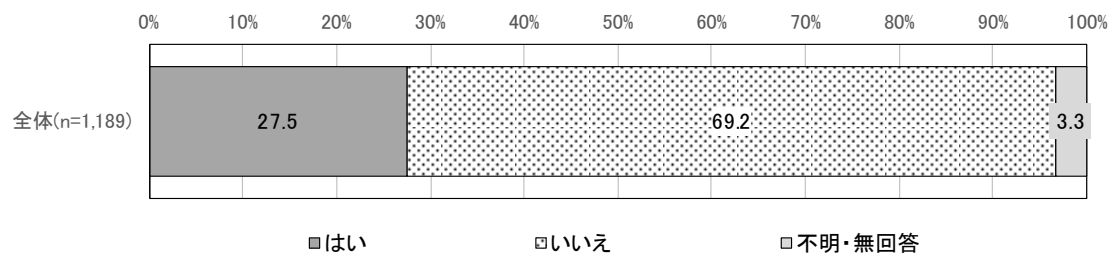
認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人がいるかについては、「いいえ」が86.7%で最も多く、次いで「はい」が10.8%、「不明・無回答」が2.5%となっています。

また、認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「いいえ」が69.2%と最も多く、次いで「はい」が27.5%、「不明・無回答」が3.3%となっています。

■認知症の症状があるかまたは家族に認知症の人がいる家庭



■認知症に関する相談窓口を知っているか



【介護予防のための生活機能評価】

本市全体でみると、各項目の機能低下者は、社会的役割が 51.7%と最も高く、次いで認知機能が 49.3%、知的能動性が 41.3%となっています。

日常生活圏域ごとにみると、滝根地区は運動器、転倒リスク、認知機能、うつ傾向、知的能動性の各項目の該当者の割合が他の地区と比較して、最も低くなっています。

大越地区では、口腔機能が、他の地区と比較して最も低かった一方で、運動器、低栄養、手段的自立（IADL）の各項目で該当者の割合が最も高くなっています。

都路地区では、手段的自立（IADL）、社会的役割の各項目の該当者の割合が他の地区と比較して最も低かった一方で、閉じこもりの該当者が最も高くなっています。

常葉地区では閉じこもりの該当者の割合が他の地区と比較して最も低かった一方で、口腔機能、知的能動性の該当者の割合が最も高くなっています。

船引地区では低栄養の該当者が他の地区と比較して最も低かった一方で、転倒リスク、認知機能、うつ傾向、社会的役割の各項目の該当者が最も高くなっています。

単位：％

項 目	全 体	滝 根	大 越	都 路	常 葉	船 引
運動器	14.6	10.2	17.0	10.3	15.4	15.8
閉じこもり	32.5	27.2	32.6	37.1	26.9	34.7
低栄養	0.8	1.4	2.2	1.0	0.6	0.5
口腔機能	15.8	16.3	13.3	13.4	19.2	15.6
認知機能	49.3	39.5	46.7	47.4	51.3	51.9
うつ傾向	38.1	29.9	38.5	39.2	35.9	40.5
転倒リスク	32.2	21.8	33.3	29.9	32.7	34.7
手段的自立（IADL）	14.4	13.6	16.3	5.2	15.4	15.3
知的能動性	41.3	32.0	34.1	41.2	46.2	43.1
社会的役割	51.7	49.7	49.6	41.2	52.6	54.1

※転倒リスク：過去 1 年間に転んだ経験があると回答した高齢者

※地域に暮らす高齢者の生活機能を測定する際に用いられる「老研式活動能力指標」は、

- ①手段的自立（IADL）：交通機関を使って外出、買い物、食事の準備、請求書の支払いなど。
- ②知的能動性：書類を書く、新聞を読む、本・雑誌を読むなど。
- ③社会的役割：友人への訪問、家族や友人からの相談、病人のお見舞いなど。

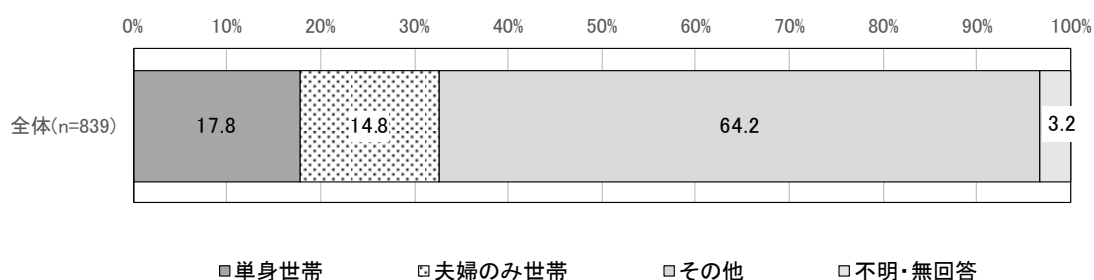
の 13 項目の評価指標からなり、点数が高いほど自立していることを表すもの。

今回のアンケート調査結果においては、①手段的自立（IADL）は、関連設問計 5 問より自立していない「低下者」と判定。②知的能動性は、関連設問計 4 問より、③社会的役割は、関連設問計 4 問より、それぞれ「低下者」と判定している。

3 在宅介護実態調査結果の概要

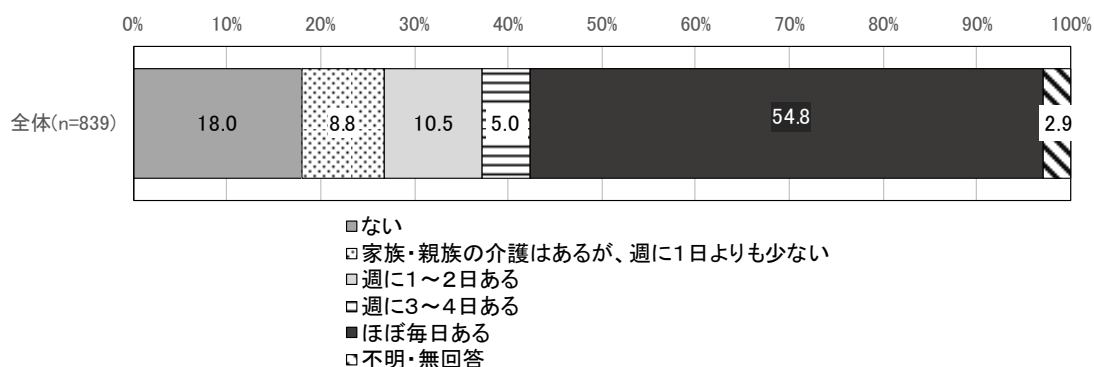
【世帯類型】

世帯類型については、「その他」が64.2%で最も多く、次いで「単身世帯」が17.8%、「夫婦のみ世帯」は14.8%となっています。



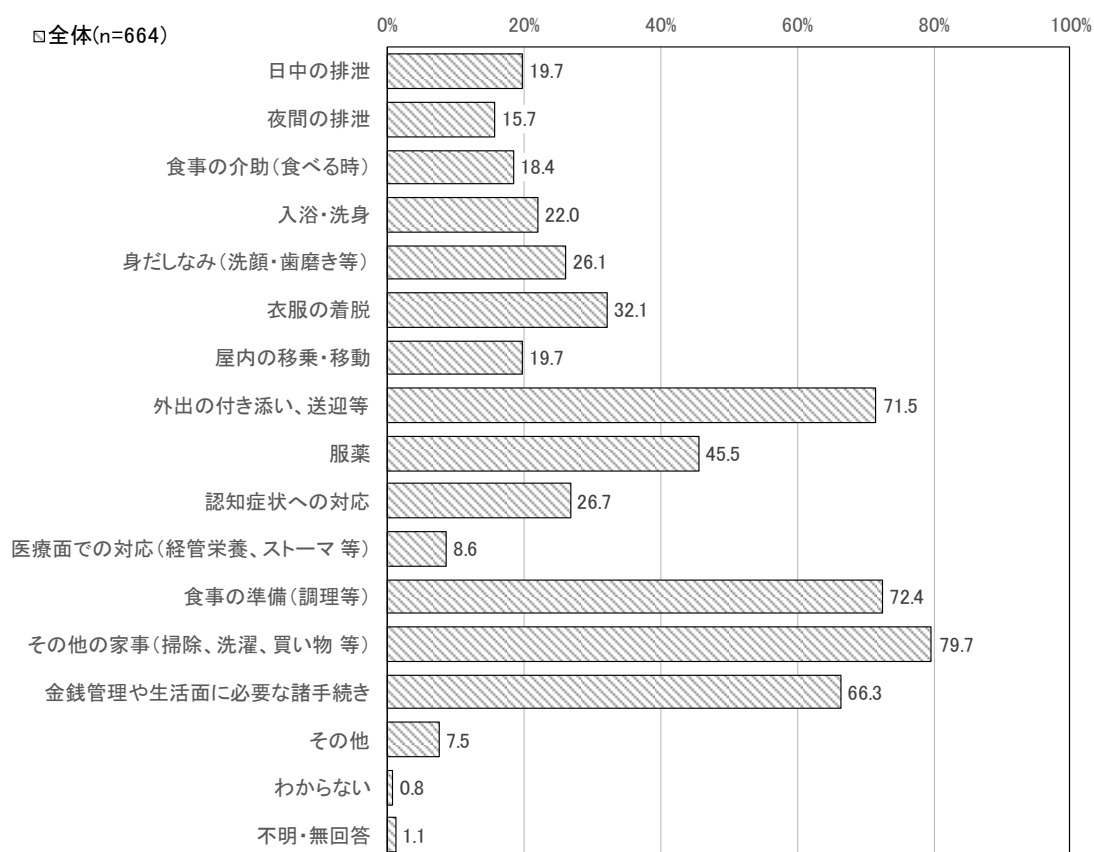
【ご家族やご親族の方からの介護の頻度（同居していない子ども等からの介護を含む）】

家族や親族からの介護については、「ほぼ毎日ある」が54.8%で最も多く、次いで「ない」が18.0%、「週に1～2日ある」が10.5%となっています。



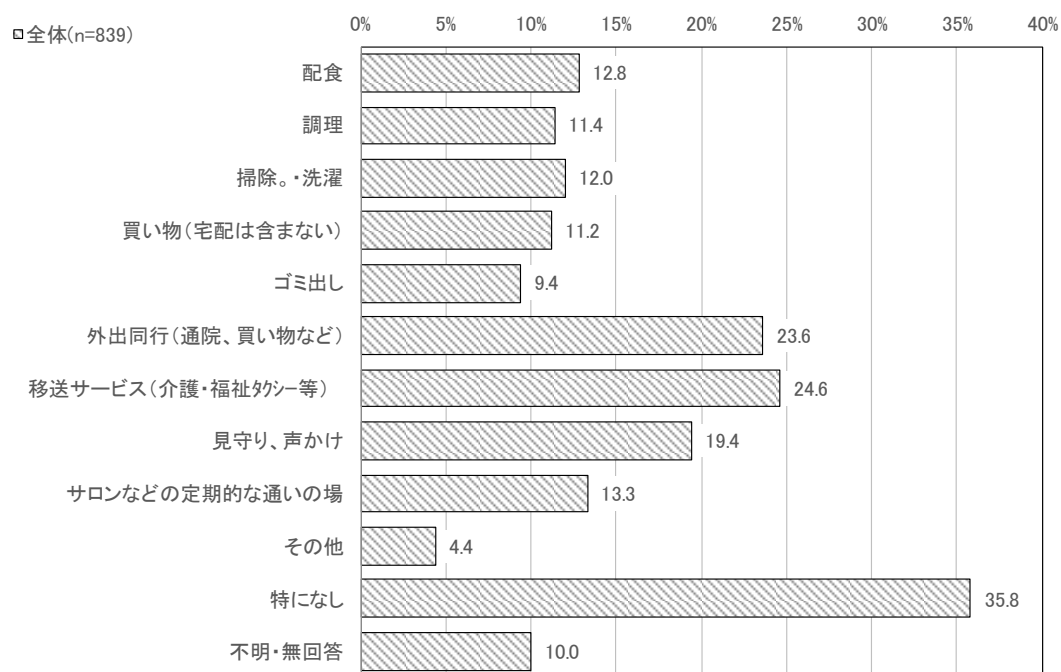
【現在、主な介護者の方が行っている介護等（複数選択可）】

現在、主な介護者の方が行っている介護等については、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が最も多く 79.7%、次いで「食事の準備（調理等）」が 72.4%、「外出の付き添い、送迎等」が 71.5%となっています。



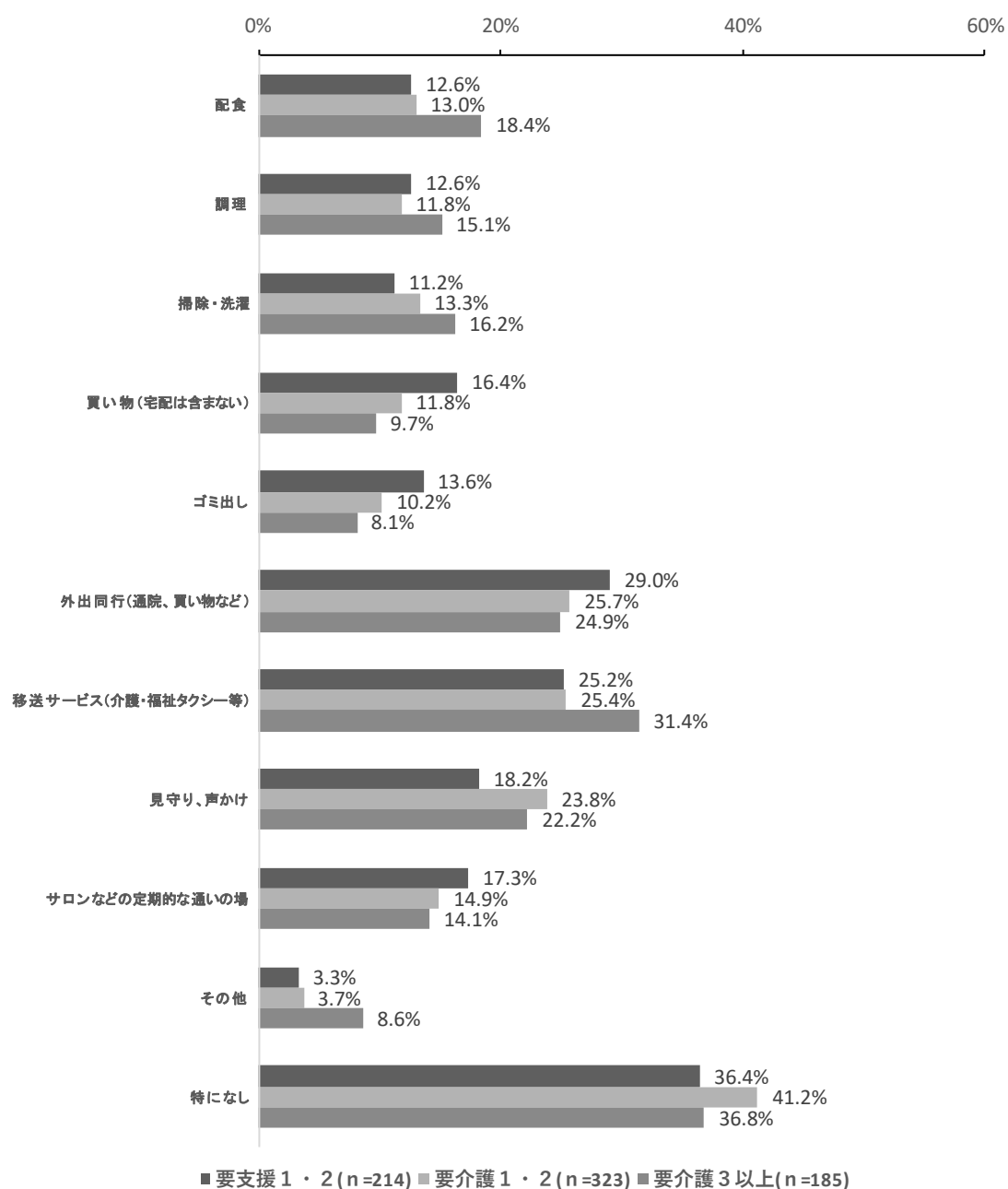
【今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答可）】

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）については、「特になし」が 35.8%と最も多く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 24.6%、「外出同行（通院・買い物など）」が 23.6%となっています。



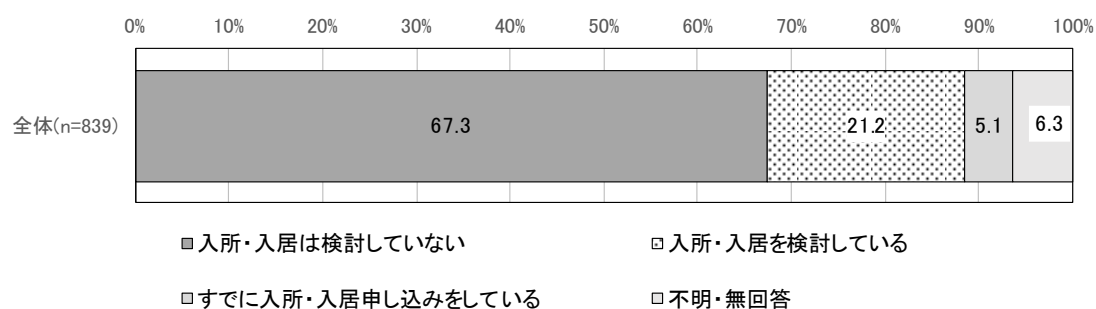
【要介護度別・在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス】

要介護度別の「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」は、「特になし」を除くと、要支援1・2と要介護1・2では「外出同行（通院・買い物など）」、要介護3以上では「移送サービス」が最も多くなっています。



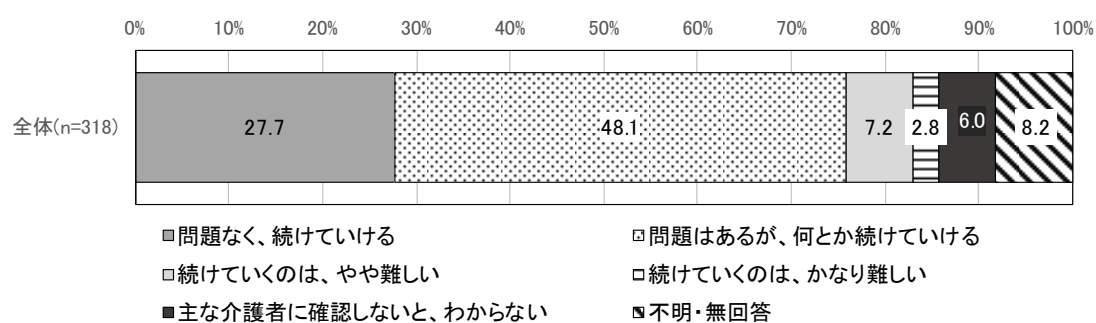
【現時点での、施設等への入所・入居の検討状況】

現時点での、施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が67.3%で最も多く、次いで「入所・入居を検討している」が21.2%、「不明・無回答」が6.3%となっています。



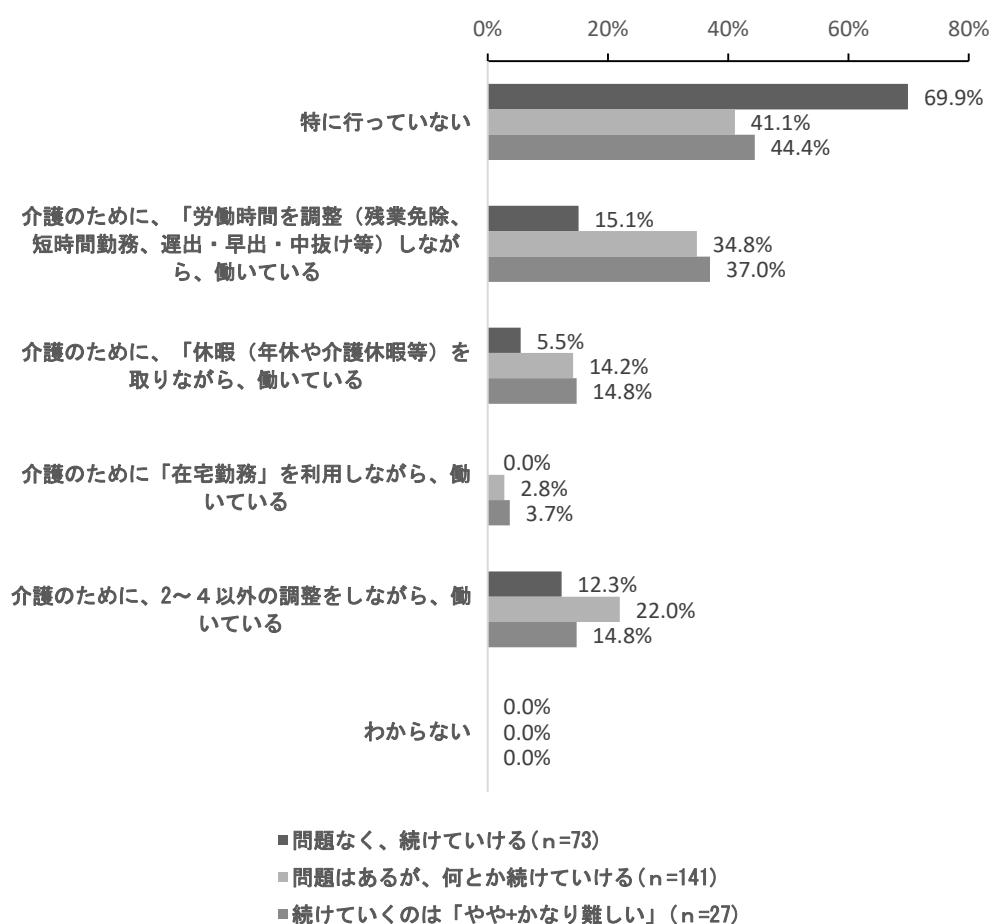
【今後も働きながら介護をつづけていけそうですか】

主な介護者の方が今後も働きながら介護をつづけていけそうかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」が48.1%と最も多く、次いで「問題なく続けていける」が27.7%、「不明・無回答」が8.2%となっています。



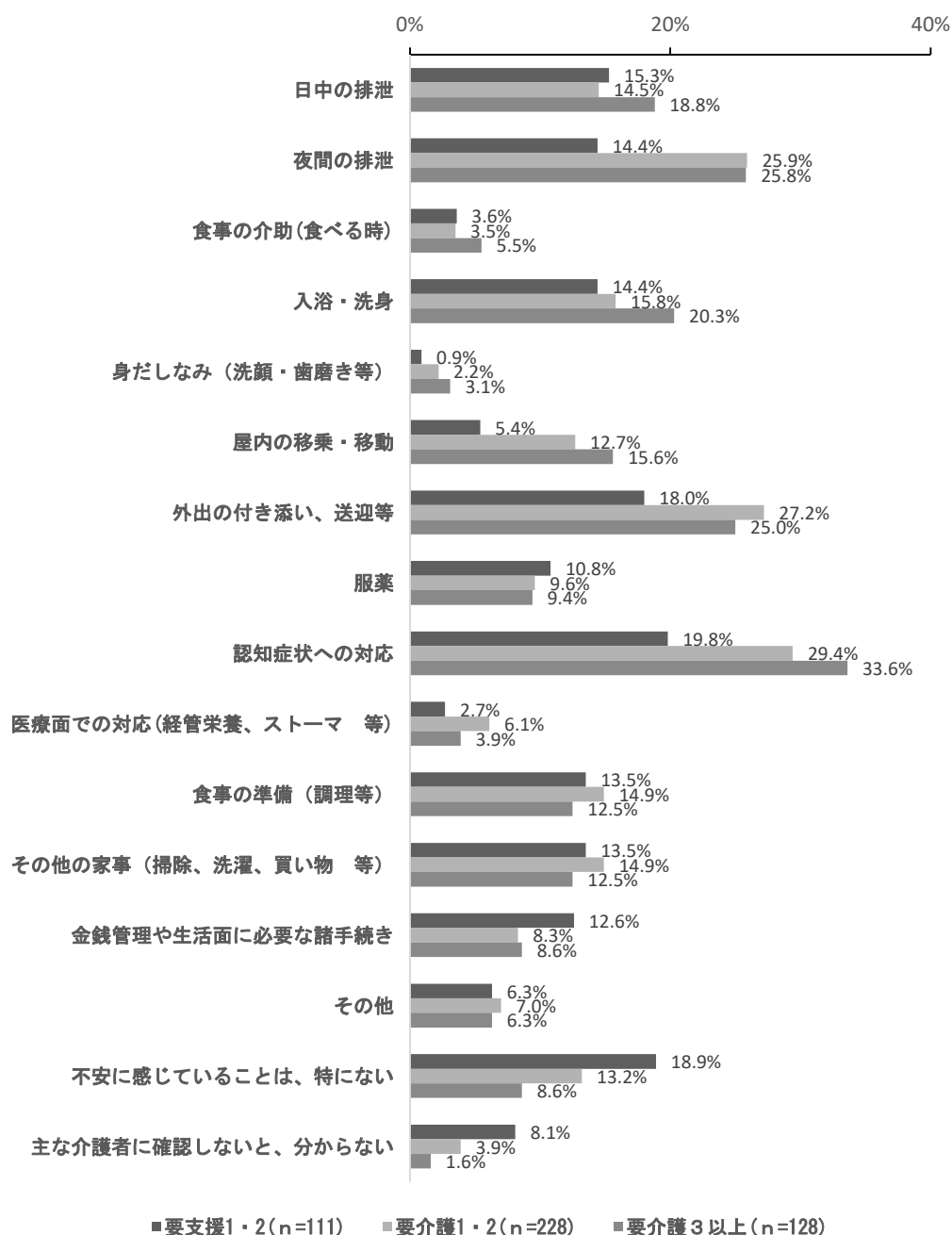
【就労見込別・介護のための働き方の調整（フルタイム＋パートタイム）】

「特に行っていない」との回答は、「問題なく、続けていける」が 69.9%と多く、その一方で、「問題はあるが、何とか続けていける」は 41.1%、「続けていくのはやや+かなり難しい」は 44.4%となっています。



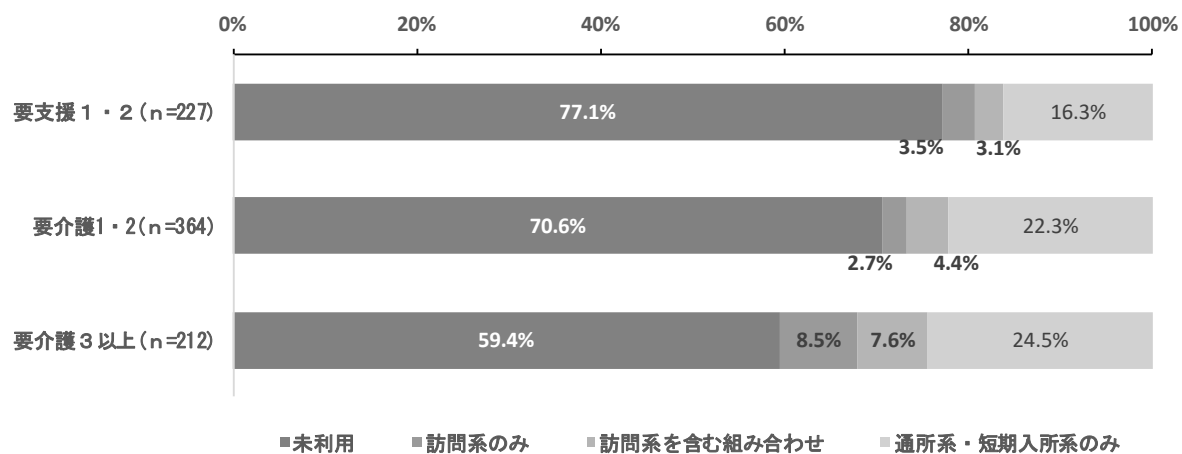
【要介護度別・介護者が不安に感じる介護】

「現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護」について、要介護3以上では、特に「認知症状への対応」や「夜間の排泄」、「外出の付き添い、送迎等」についての不安が大きくなっています。



【要介護度別・サービス利用の組合せ】

要介護度の重度化による「サービス利用の組み合わせ」の変化をみると、要介護度が重くなるにつれて、「未利用」の割合が減少し、徐々に「通所系・短期入所系のみ」に移行していることが分かります。



第7節 サービス事業者の状況

1 はじめに

本計画の策定にあたり、介護サービス事業者（50 事業所）を対象としたアンケート調査を行いました。その結果の概要は、以下のとおりです。なお、この調査では、40 箇所の事業所から回答がありました。

2 調査結果の概要

事業所の経営主体としては、「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」と「医療法人（社団・財団）」が 11 箇所と最も多く、次いで、「営利法人（有限・株式会社）」が 7 箇所、「社会福祉法人（社会福祉協議会）」が 6 箇所となっています。

実施している介護サービスとしては、「通所介護」が 14 箇所と最も多く、次いで「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」が 10 箇所、「居宅介護支援」が 9 箇所となっています。

運営状況についてみると、まず、居宅サービスの利用者数については、1 年前と比べて「変わらない」が 13 箇所と最も多く、次いで「増えた」と「減った」が 8 箇所ずつとなっています。

施設サービスにおける待機者の入所の順番を決める際に最も重視する点としては、「緊急度の高さ」が 4 箇所と最も多く、次いで「地元住民であること」と「申し込みの順番」が 2 箇所ずつでした。

利用者の要介護度についてみると、「要介護 1」が 599 人と最も多く、次いで「要介護 2」が 593 人、「要介護 3」が 550 人でした。

経営上の問題（複数回答）としては、「従事者の確保が難しい」が 29 箇所と最も多く、次いで「事務作業量が多い」が 21 箇所「利用者の確保が難しい」が 20 箇所ずつでした。

人材確保についての取組み（複数回答）としては、「多様な募集ルートの活用」が 30 箇所と最も多く、次いで「上司や同僚に気軽に相談できる体制づくり」が 25 箇所、「能力開発に努めている」が 13 箇所となっています。

苦情処理体制や高齢者虐待への対応について、まず高齢者虐待についてみると、「ある」と回答した事業所が 4 箇所ありました。虐待の発見方法としては、「職員が発見した」ケースが 3 件、「被虐待者から」の申告が 3 件、「親族から」の通報が 1 件でした。関係機関への通報については、「通報した」と回答した事業所が 4 箇所でした。

苦情処理体制について、利用者や家族からの苦情の内容（5 つまで回答）としては、「特にない」が 15 件と最も多く、次いで「サービスの質や内容に関すること」が 14 件、「従業者（サービス提供者）の資質等に関すること」が 10 件となっています。また、サービスの資質向上のために行っていること（複数回答）としては、「相談窓口の設置」が 35 箇所と最も多く、次いで「ケアカンファレンスの定期的な開催」が 28 箇所、「職員・スタッフの継続的な研修・OJTの実施」が 21 箇所でした。

地域との交流については、「ない」が 22 箇所と、「ある」の 18 箇所を上回りました。交流のある団体・組織（複数回答）としては、「地域ボランティア」が 9 箇所、「その他」が 6 箇所、「地元保育所・幼稚園・小・中学校」が 5 箇所となっています。

令和 8 年度までに、市内で拡充、または新規参入を予定しているサービスとしては、「特にない」が 28 箇所と最も多く、次いで「無回答」が 5 箇所でした。

他の事業所との連携について（複数回答）は、「特にない」が 16 箇所と最も多く、次いで「利用者の定員超過が見込まれる場合や空きがある場合の連携」が 10 箇所、「勉強会、ケース検討会の共同開催」が 8 箇所となりました。

関係機関等との連携については、「ボランティア・NPO」との連携が「あまり連携がとれていない」とする回答が最も多く 10 箇所、今後の課題となっています。

医療機関との連携での取組み（複数回答）では、「利用者の健康管理や処置について助言を受けている」が 28 箇所、「緊急時の対応」が 21 箇所、「往診をしてくれる医師・医療機関がある」が 19 箇所となっています。

今後の介護サービスについてみると、まず、「現在不足している人材」（3 つまで回答）については、「介護福祉士やヘルパーなどのケアスタッフ」が 34 箇所と最も多く、次いで「看護師や保健師」が 21 箇所、「介護支援専門員（ケアマネジャー）」が 12 箇所となっています。

「介護保険に関わる事業者として、問題点として感じていること」（3 つまで回答）では、「職員の雇用の確保」が 30 箇所と最も多く、次いで「介護報酬が低い」が 20 箇所、「利用者が少ない」が 11 箇所となりました。

「介護保険サービス事業を行ううえで、行政の支援等が必要だと思うこと」（3 つまで回答）としては、「介護保険制度に関する最新情報の提供」が 24 箇所と最も多く、次いで「市の高齢者保健福祉事業に関する情報の提供」が 11 箇所、「処遇困難者への対応またはその支援」が 10 箇所でした。

第3章 基本理念・基本目標

第3章 基本理念・基本目標

第1節 将来人口の推計

1 将来人口の推計

中長期的な視点を踏まえた将来フレームを設定するため、将来人口の推計を行いました。

なお、第9期介護保険事業計画の策定に向けて、地域包括ケア「見える化」システムでは、被保険者数の将来推計として、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来人口があらかじめ登録されていますが、福島県については、東日本大震災以降、市町村別の将来推計人口が公表されていないため掲載されていません。このため、本市の計画における将来推計人口は、県が住民基本台帳をベースに、管内保険者の将来人口を独自推計したものを採用しています。

その結果、本市の高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」すべてが75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）には、12,692人（高齢化率は、38.9%）、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）には、10,772人（高齢化率は、46.1%）になると推計されます。

■将来人口の推計

単位：人、（%）

区 分	実績値			推計値			
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
総人口	35,110 (100.0)	34,452 (100.0)	33,736 (100.0)	33,268 (100.0)	32,633 (100.0)	32,001 (100.0)	23,369 (100.0)
年少人口 (0歳～14歳)	3,476 (9.9)	3,328 (9.7)	3,192 (9.5)	3,237 (9.7)	3,135 (9.6)	3,033 (9.5)	1,834 (7.8)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	18,898 (53.8)	18,420 (53.5)	17,805 (52.8)	17,314 (52.0)	16,806 (51.5)	16,322 (51.0)	10,762 (46.1)
高齢者人口 (65歳以上)	12,736 (36.3)	12,704 (36.9)	12,739 (37.8)	12,717 (38.2)	12,692 (38.9)	12,646 (39.5)	10,772 (46.1)
前期高齢者 (65歳～74歳)	6,067 (17.3)	6,099 (17.7)	6,101 (18.1)	5,939 (17.9)	5,869 (18.0)	5,745 (18.0)	3,740 (16.0)
後期高齢者 (75歳以上)	6,669 (19.0)	6,605 (19.2)	6,638 (19.7)	6,777 (20.4)	6,824 (20.9)	6,901 (21.6)	7,033 (30.1)

資料：令和3年から令和5年までは住民基本台帳による実績（各年10月1日）

2 要支援・要介護認定者の推計

本計画の計画期間である令和6年（2024年）から令和8年（2026年）の認定者数は、令和5年（2023年）とほぼ同程度で推移し、その後、令和22年（2040年）においても、2,423人と若干減少するものの同程度になると推計されます。

■要支援・要介護認定者の推計

上段：認定者数（人）

下段：認定率（％）

区 分	実績値			推計値			
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
認定者数	2,570 (100.0)	2,527 (100.0)	2,540 (100.0)	2,490 (100.0)	2,511 (100.0)	2,500 (100.0)	2,423 (100.0)
要支援 計	439 (17.1)	483 (19.1)	507 (20.0)	517 (20.8)	521 (20.7)	517 (20.7)	507 (20.9)
要支援1	161 (6.3)	183 (7.2)	177 (7.0)	179 (7.2)	180 (7.2)	180 (7.2)	177 (7.3)
要支援2	278 (10.8)	300 (11.9)	330 (13.0)	338 (13.6)	341 (13.6)	337 (13.5)	330 (13.6)
要介護 計	2,131 (82.9)	2,044 (80.9)	2,033 (80.0)	1,973 (79.2)	1,990 (79.3)	1,983 (79.3)	1,916 (79.1)
要介護1	486 (18.9)	510 (20.2)	530 (20.9)	529 (21.2)	533 (21.2)	534 (21.4)	521 (21.5)
要介護2	456 (17.7)	411 (16.3)	449 (17.7)	420 (16.9)	424 (16.9)	421 (16.8)	411 (17.0)
要介護3	475 (18.5)	435 (17.2)	443 (17.4)	421 (16.9)	422 (16.8)	421 (16.8)	410 (16.9)
要介護4	385 (15.0)	399 (15.8)	369 (14.5)	383 (15.4)	390 (15.5)	388 (15.5)	366 (15.1)
要介護5	329 (12.8)	289 (11.4)	242 (9.5)	220 (8.8)	221 (8.8)	219 (8.8)	208 (8.6)

資料：実績値は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月月報値）

推計値は、住民基本台帳と地域包括ケア「見える化」システムにより独自推計を行った。

第2節 計画の基本理念

住み慣れた地域で生きがいをもって支えあい、 自分らしく安心して暮らしていけるまち

人生 100 年時代を迎え、また、人口減少・少子高齢化がさらに進行することが見込まれることから、高齢者自身がいつまでも元気で生きがいを持ちながら活躍していくことができる地域づくりが重要です。

また、コロナ禍における外出制限や活動の自粛等を経て、地域のつながりが薄らぎつつあり、改めてその重要性を認識し、多様な交流や市民同士の支え合いを再構築していく必要があります。

高齢となっても、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進し、誰もが役割を持ち、支え合う地域共生社会の実現を目指します。

第3節 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標の達成に向け、着実に施策を展開していきます。

基本目標 1 住み慣れた地域で元気に自立した生活が送れるまちを目指して

住み慣れた地域で、高齢者が元気で自立した生活が送れるように、在宅生活を支援する取組みの充実を図るとともに、ボランティアや民間事業者等と連携し、多様な生活支援サービスの効果的かつ効率的な提供に努めます。また、心身ともに健やかな状態を維持できるよう、介護予防と健康づくりを支援します。

基本目標 2 地域で共に支えあうまちを目指して

地域包括支援センターの一層の機能強化を図るとともに、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、高齢者を取り巻く複雑化・複合化した課題に対し、「我が事」として取組み、さまざまな地域資源を用いて解決していくための体制づくりを推進します。併せて、医療と介護の連携強化、認知症施策の充実等に努めます。

基本目標 3 介護サービス基盤の充実

介護保険事業の適正運営を通じ、市民から、より信頼される保険者を目指すとともに、必要な介護サービスを安心して受けられるようサービス基盤の充実を図ります。

また、介護人材の確保に向けた取組みを進めるとともに、人材育成の支援に努めます。

第4節 施策の体系

基 本 理 念	住み慣れた地域で生きがいをもって支えあい、自分らしく 安心して暮らしていけるまち
基 本 目 標	施策の方向
住み慣れた地域で 元気に自立した生活が 送れるまちを目指して	○在宅支援の強化
	○敬老事業の実施
	○高齢者等見守り支援
	○施設福祉サービス
	○介護予防・日常生活支援総合事業
	○包括的支援事業
	○任意事業
地域で共に支えあう まちを目指して	○地域包括ケアシステムの深化・推進
	○認知症施策の推進
	○社会参加の推進と生きがいの創出
	○福祉に関する意識の高揚
	○高齢者の虐待防止と権利擁護の推進
	○在宅医療・介護連携の推進
	○防犯・防災対策の推進
介護サービス基盤 の充実	○居宅介護サービスと介護予防サービス
	○地域密着型介護サービスと地域密着型介護予防サービス
	○居宅介護支援・介護予防支援
	○施設サービス
	○介護人材の育成と確保
	○感染症対策の推進に係る体制整備
	○介護給付適正化計画

田村市地域包括ケアシステム



第4章 基本目標と施策の展開

第4章 基本目標と施策の展開

第1節 住み慣れた地域で元気に自立した生活が送れるまちを目指して

1 在宅支援の強化

少子化や核家族化、共働き世帯の一般化など、生活様式が変わり、家族の介護力が従前に比べて脆弱になっているうえ、高齢化の進行によって同居家族自身が何らかの支援を必要としていることも少なくありません。在宅介護を担う家族自身の健康や生活の質の向上を念頭に、家族介護者の実情を適切に踏まえ、負担をできるだけ減らす施策を継続していく必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう在宅での生活を支援する各種サービスを実施します。

(1) 具体的取組

① 日常生活への支援

番号	施策	内容
1	緊急通報システム事業	65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、寝たきり高齢者を抱える高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの重度身体障害者の自宅に、急病や災害など万一の場合に、ボタンを押せば緊急通報ができる通報装置を設置します。利用負担額は、前年分の所得税額に応じた額ですが、生計中心者の前年分所得税が非課税の場合は無料となります。
2	軽度生活援助事業	在宅の高齢者等の自立した生活を支援するために、草刈りなどの簡易な日常生活上の援助を行います。対象者は65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、これらに準ずる高齢者です。
3	高齢者住宅改修助成事業	介護保険の要介護認定者ではない65歳以上の高齢者で、世帯の生計中心者の所得が所得制限限度額以下の場合に助成の対象とします。対象となる工事は、手すりの取り付けや、和式便器から洋式便器への取り替え、段差解消などです。補助金は、住宅改修に要する費用の9割に相当する額で、上限は18万円です。

番号	施策	内容
4	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	要介護4・5の高齢者、ひとり暮らしで市内に近親者がいない高齢者、寝たきりなどの状態にある65歳以上の高齢者、ひとり暮らしの高齢者の寝具類を洗濯、乾燥、消毒を行うことで、衛生的な生活環境の維持を図ります。
5	高齢者日常生活用具給付事業	65歳以上の要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、安心して在宅での生活が送れるように、日常生活用具（電磁調理器、火災報知器、自動消火器）を給付します。

② 外出への支援

番号	施策	内容
6	車いす同乗軽自動車貸出事業	歩行が困難な高齢者などが医療機関や公的機関に出かけられるように、車いすのままで乗車できる軽自動車を貸し出します。貸出用の軽自動車は、高齢福祉課または田村市社会福祉協議会本所及び滝根、常葉、船引の支所にて申込受付を行っています。
7	高齢者健康長寿サポート事業	70歳以上の方を対象に、移動のためのタクシー運賃等の支払いに使用できる利用券を申請により交付します。

③ 家族による介護への支援

番号	施策	内容
8	介護用品給付券交付事業	在宅の要介護4・5または要介護3で、介護支援専門員等のおむつ使用証明を受けている高齢者を介護する家族に対し、介護用品（紙おむつや尿取りパットなど）と引き換えができる給付券を交付します。
9	要介護高齢者介護者手当支給事業	在宅の要介護4・5または要介護3で介護支援専門員等のおむつ使用証明を受けている高齢者を介護する家族に対し、在宅で介護した期間に応じて介護者手当を支給します。
10	在宅寝たきり高齢者等訪問理髪事業	在宅の要介護4・5の高齢者や在宅の寝たきりの重度身体障害者といった、外出が困難な高齢者などに対し、理容師や美容師が自宅を訪問し、理髪などを受けることができる利用券を交付します。
11	生活支援ショートステイ事業	生活支援の必要があるおむね65歳以上の高齢者を一時的に養護する必要がある場合に、短期間、養護老人ホーム等に入所させることにより、当該高齢者及びその家族の福祉向上と家庭生活の安定を図ります。

(2) 事業量見込

①－1 緊急通報システム事業

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用件数(件)	計画値	120	120	120	120	130	130
	実績値	117	119	132			
支出額(千円)	実績値	5,533	5,671	5,446			

注：令和5年度実績値は見込値

①－2 軽度生活援助事業

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用件数(件)	計画値	200	200	200	200	200	200
	実績値	175	186	232			

注：令和5年度実績値は見込値

①－3 高齢者住宅改修助成事業

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用件数(件)	計画値	25	25	25	25	25	25
	実績値	22	13	25			
支出額(千円)	実績値	3,335	2,295	3,893			

注：令和5年度実績値は見込値

①－4 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人員(人)	計画値	200	200	200	150	150	150
	実績値	121	128	116			
支出額(千円)	実績値	918	1,133	862			

注：令和5年度実績値は見込値

①－５高齢者日常生活用具給付事業

項目		令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)
電磁調理器	計画値	2	2	2	2	2	2
利用実人員（人）	実績値	1	1	1			
火災警報器	計画値	4	4	4	2	2	2
利用実人員（人）	実績値	1	0	1			
自動消火器	計画値	2	2	2	2	2	2
利用実人員（人）	実績値	0	1	1			
支出額（千円）	実績値	25	47	54			

注：令和５年度実績値は見込値

②－６車いす同乗軽自動車貸出事業

項目		令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)
利用回数（回）	計画値	100	100	100	50	50	50
	実績値	46	34	40			

注：令和５年度実績値は見込値

②－７高齢者健康長寿サポート事業

項目		令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)
申請者数（人）	計画値	—	—	4,000	4,100	4,100	4,100
	実績値	—	—	4,100			
支出額（千円）	実績値	—	—	14,000			

注：令和５年度実績値は見込値

③－８介護用品給付券交付事業

項目		令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)
利用実人員（人）	計画値	600	600	600	400	400	400
	実績値	370	328	300			
支出額（千円）	実績値	21,991	19,550	18,000			

注：令和５年度実績値は見込値

③－９ 要介護高齢者介護者手当支給事業

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
支給実人員（人）	計画値	600	600	600	400	400	400
	実績値	483	401	390			
支出額（千円）	実績値	22,720	20,090	19,000			

注：令和5年度実績値は見込値

③－10 在宅寝たきり高齢者等訪問理髪事業

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用件数（件）	計画値	150	150	150	150	150	150
	実績値	156	132	100			
支出額（千円）	実績値	529	461	400			

注：令和5年度実績値は見込値

③－11 生活支援ショートステイ事業

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
対象人員（人）	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	0	0	0			
実施回数（回）	計画値	7	7	7	7	7	7
	実績値	0	0	0			

注：令和5年度実績値は見込値

2 敬老事業の実施

敬老事業は、多年にわたり地域社会の発展に貢献してきた高齢者の方々を敬愛し、その長寿を祝うことを目的とした事業です。本市では、以下の事業に取り組んでいます。

(1) 具体的取組

番号	施策	内容
1	長寿者褒賞	本市に10年以上居住し、満100歳を迎えられた方の長寿を祝い、祝金を贈ります。
2	敬老記念品配布（贈呈）事業	市内の各地区で行われる敬老事業の開催を支援します。支援にあたっては、より適切な事業方法を含め、今後のあり方を検討します。
3	敬老祝金の支給	本市に住所を有する高齢者で、定められた年齢に達した方に祝金を支給します。対象者は満75歳、満80歳、満88歳の方で、その年の9月15日に健在の方です。

(2) 事業量見込

①-1 長寿者褒賞

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
対象者数(人)	計画値	30	32	34	29	29	29
	実績値	25	23	21			

注：令和5年度実績値は見込値

②-2 敬老記念品配布（贈呈）事業

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
対象者数(人)	計画値	7,300	7,200	7,100	7,500	7,600	7,700
	実績値	6,905	6,954	6,998			

注：令和5年度実績値は見込値

③-3 敬老祝金の支給

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
対象者数(人)	計画値	1,100	1,050	1,000	1,280	1,300	1,400
	実績値	1,099	1,286	1,264			

注：令和5年度実績値は見込値

3 高齢者等見守り支援

ひとり暮らしの高齢者が増えたことによる、高齢者の社会的孤立や孤独死が社会問題となっています。住み慣れた地域で高齢者が安心して生活していくためには、高齢者などを対象とした緊急通報システムによる安否確認のほか、地域包括支援センターや社会福祉協議会、行政区長、民生児童委員、近隣住民、ボランティア団体などによる見守りのネットワークを構築し、ひとり暮らしの高齢者などであっても、安心して暮らせる生活環境の整備が必要となっています。

これまで、本市においては、新聞販売店や配達や宅配、運送を行う業者、あるいは郵便局と協定を結び、高齢者などの見守り活動を行ってきました。こうした日頃の事業活動のなかでの見守りに加え、地域ぐるみでの見守りの取組みを推進します。

(1) 具体的取組

番号	施策	内容
1	見守り活動のネットワークの拡充	地域にあるさまざまな団体や組織、個人が加わった見守り活動のネットワークの構築に努め、その拡充を図ります。
2	高齢者等「見守り」に関する協定の充実	協定が有効に機能するよう、協定締結団体間での意見交換などを進め、見守り活動の充実に努めます。
3	リコール品回収と結びつけた見守り活動の実施	メーカーからリコール品とされた製品の情報提供や回収等の取組みと結びつけた見守り活動を実施します。

※高齢者等「見守り」に関する協定締結事業所（令和5年4月1日現在）

新聞販売店 7事業所	(株)JA新聞センターたむら、(株)毎日民報田村東部販売センター、(株)三春集報社、酒井新聞店、佐原新聞店、石井新聞店、(有)舞木新聞店
配達、宅配、運送業者等 7事業所	みやぎ生活協同組合、郡山ヤクルト販売(株)、(株)ヨシケイ福島、(株)セブン-イレブン・ジャパン、ヤマト運輸(株)、ヤマトロジスティクス(株)、(株)タカラコーポレーション田村
郵便局	田村市内の郵便局12局と三春郵便局

4 施設福祉サービス

本市には老人福祉施設として、老人憩の家や老人福祉センター、また、各地区に屋内ゲートボール場があります。高齢者の健康増進やフレイル防止を図るにあたって、これらを活用した福祉サービスの提供は、高齢者の外出機会の増加や社会参加の促進につながることが期待されることから、今後、新たな視点からの活用の方策についても検討を加えていきます。

(1) 具体的取組

番号	施策	内容
1	施設利用による健康増進	各施設の活用を図るため、高齢者の通いの場や体操教室、老人クラブ各種事業等における活動の場として提供し、利用者数の増加につなげていきます。
2	高齢者健康長寿サポート事業（再掲）	70歳以上の方を対象に、市内の入浴施設や運動施設の利用料金、移動のためのタクシー運賃等の支払いに使用できる利用券を申請により交付します。

5 介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」とは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、市町村が中心となって地域全体で介護予防や生活支援を行う事業のことです。総合事業は、訪問型サービスや通所型サービスなどを利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、介護予防に取り組む「一般介護予防事業」の2つに大別されます。「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援1、2の方、または基本チェックリスト（心身の状態を確認するツール）の結果、生活機能の低下がみられた方が対象となり、「一般介護予防事業」は、65歳以上のすべての方を対象としています。

高齢者が増えていくにつれて、介護や生活支援を必要とする高齢者、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯も増えています。そのため、介護事業所による既存のサービスのほか、多様な担い手による高齢者の支援体制を地域のなかにつくっていくことが必要です。

本市においては、従来の訪問介護と通所介護に加え、令和元年度（2019年度）から、訪問型サービスB（住民主体の自主活動としての生活援助など）、令和2年度（2020年度）から、通所型サービスB（住民が主体となった体操や運動を行う通いの場）と通所型サービスC（保健・医療の専門職による短期集中型の介護予防サービス）を開始しました。

さらに、令和3年度（2021年度）からは、訪問型サービスD（住民主体での移動支援など）を実施しています。

今後も市民の参加を求めつつ、高齢者が自立した生活を送ることができる支え合いの地域づくりを目指します。

（1）具体的取組

① 介護予防・生活支援サービス事業

番号	施策	内容
1	訪問型・通所型サービス	これまで取り組んできた介護予防・生活支援サービス事業を引き続き実施します。また、未実施のサービスについては、ニーズを的確に捉えるとともに実施可能性について検討します。

② 一般介護予防事業

番号	施策	内容
2	介護予防把握事業	フレイルや閉じこもりといった、何らかの支援を要する高齢者をできる限り早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげます。
3	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及と啓発を目的に、パンフレット等の作成と配布、有識者による講演会の開催、幅広い内容の介護予防教室の開催などに取組みます。

番号	施策	内容
4	地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の支援を目的に、「住民主体の通いの場」への継続支援、「いきいき健康サポーター」の活動支援に取り組めます。
5	地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組みの機能強化のため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議及び「住民主体の通いの場」等に、リハビリテーション専門職を派遣し、生活課題の改善に向けた必要な助言などを行います。

(2) 事業量見込

①ー1 介護予防・生活支援サービス事業

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問型サービス 〔従前相当〕 (延べ人数/年)	計画値	750	750	750	480	480	480
	実績値	464	427	379			
訪問型サービスA 〔緩和した基準によるサービス〕 (延べ人数/年)	計画値	—	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—			
訪問型サービスB 〔住民主体による支援〕 (延べ提供回数/年)	計画値	520	520	520	550	580	600
	実績値	473	526	540			
訪問型サービスC 〔短期集中予防サービス〕 (延べ人数/年)	計画値	—	—	—	—	—	—
	実績値	—	—	—			
訪問型サービスD 〔移動支援〕 (延べ提供回数/年)	計画値	100	150	200	250	300	350
	実績値	42	221	240			
通所型サービス 〔従前相当〕 (延べ人数/年)	計画値	2,600	2,600	2,600	2,280	2,280	2,280
	実績値	2,288	2,189	2,127			
通所型サービスA 〔緩和した基準によるサービス〕 (延べ人数/年)	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0			
通所型サービスB 〔住民主体による支援〕 (延べ提供回数/年)	計画値	160	175	190	190	190	190
	実績値	151	182	180			
通所型サービスC 〔短期集中予防サービス〕 (延べ提供回数/年)	計画値	200	250	300	300	300	300
	実績値	143	150	260			

注：令和5年度実績値は見込値

②－２ 介護予防普及啓発事業

②－３ 地域介護予防活動支援事業

項目		令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)
運動サロンの 箇所数（箇所）	計画値	90	110	120	54	56	58
	実績値	72	73	53			
高齢者の保 健事業と介 護予防の一 体的実施分 ※１ 実施回数 (回)	計画値	210	240	270	280	290	300
	実績値	184	215	261			
継続支援 分※２ 実施 回数（回）	計画値	60	65	70	50	50	50
	実績値	42	74	45			
いきいき健 康サポータ ー累計登録 者数（人）	計画値	115	115	115	115	115	115
	実績値	122	122	113			

注：令和５年度実績値は見込値

※１ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施分：体力測定、栄養指導、運動、口腔指導、フレイル予防など

※２ 継続支援分：聞こえの教室、誤嚥性（ごえんせい）肺炎予防教室、大人の尿トレ教室など

6 包括的支援事業

包括的支援事業とは、地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う事業で、これらの事業は、地域包括支援センターが市町村からの一括委託を受けて実施されます。

地域包括支援センターは、地域包括ケアを支える中核機関として、市が設置主体となり、専門職員（社会福祉士・主任ケアマネジャー、保健師等）を配置し、3職種のチームアプローチにより、介護予防サービス等の提供を含めた保健・医療・福祉に関する相談・支援等を包括的かつ継続的に対応しています。

個別支援の充実と高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう地域課題の発見、解決に向けた地域包括支援センターの機能を強化し、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

（３） 具体的取組

① 介護予防ケアマネジメント事業

番号	施策	内容
1	適切なサービス提供に向けての支援	要介護者等からの依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的に、その人の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行います。

② 総合相談支援事業

番号	施策	内容
2	適切なサービスや制度の利用に向けての支援	高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。

③ 権利擁護事業

番号	施策	内容
3	高齢者の権利擁護に関する支援	高齢者の状況に応じて、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待及び老人福祉法に基づく措置への対応、消費者被害の防止に取り組めます。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

番号	施策	内容
4	居宅サービス計画や施設サービス計画の検証など	保健・医療・福祉の専門家が居宅サービス計画や施設サービス計画を検証し、高齢者等の心身の状況などを定期的に協議するなどし、高齢者等が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるように、包括的かつ継続的な支援を行います。また、地域のケアマネジャーへの相談対応や支援困難事例への指導や助言も行います。

⑤ 地域ケア会議

番号	施策	内容
5	地域ケア会議の充実	個別課題の支援方法を検討するとともに、地域の課題を発見し、その解決策を関係機関とともに検討します。

⑥ 在宅医療・介護連携推進事業

番号	施策	内容
6	在宅医療と介護の連携推進	介護サービス事業者と医療機関との連携強化や在宅療養を支援する体制の充実に努めます。

⑦ 生活支援体制整備事業

番号	施策	内容
7	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置	高齢者の生活支援や介護予防の基盤整備を目的に、地域での生活支援や介護予防サービスの提供体制の構築に向けての資源の開発、ネットワーク構築機能などのコーディネートを図るために、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。
8	支え合う地域づくり	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と様々な関係者や市民と定期的な情報の共有と連携の強化を行うために、協議体を設置します。

⑧ 認知症総合支援事業

番号	施策	内容
9	認知症初期集中支援チームの設置	医療・介護の専門職が、認知症の方や認知症の疑いがある方、その家族を訪問し、初期の支援を包括的かつ集中的に実施します。
10	認知症地域支援推進員の活動	認知症地域支援推進員が中心となって、医療と介護の関係者の連携の調整、認知症の人のニーズを地域で共有するための取組み、認知症の方やその家族への相談支援に取り組めます。
11	チームオレンジコーディネーターの配置	地域住民の認知症サポーターの方々などがチームを組み、認知症の方やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）を構築するため、認知症地域支援推進員を活用した、チームオレンジの整備を推進して行くための中核的な役割を担うコーディネーターを配置します。

（１）事業量見込

①－１ 介護予防ケアマネジメント事業

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防ケアマネジメント(件/年)	計画値	8,600	8,600	8,600	12,000	12,000	12,000
	実績値	8,515	10,377	11,000			

注：令和5年度実績値は見込値

②－２ 総合相談支援事業

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
総合相談件数(件)	計画値	250	250	250	800	800	800
	実績値	261	356	780			

注：令和5年度実績値は見込値

③－３ 権利擁護事業

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
権利擁護相談件数 (件)	計画値	10	10	10	15	15	15
	実績値	10	11	13			

注：令和5年度実績値は見込値

④－４ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
連携会議等開催回数 (回)	計画値	50	50	50	60	60	60
	実績値	2	18	48			

注：令和5年度実績値は見込値

⑤－５ 地域ケア会議

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立支援型地域ケア会議 開催回数(回)	計画値	4	5	5	6	6	6
	実績値	12	11	12			

注：令和5年度実績値は見込値

⑦－６ 支え合う地域づくり

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
第2層協議体 (日常生活圏 域ごと)設立 数(件)	計画値	4	5	5	5	5	5
	実績値	3	4	4			

注：令和5年度実績値は見込値

7 任意事業

任意事業とは、地域支援事業の理念にかなった事業が、地域の実情に応じ、市独自の発想や創意工夫した形態で実施されるもので、本市では、以下の事業に取り組んでいます。今後も、これらの事業を継続するとともに、必要に応じ、事業の拡充や新たな事業の実施を検討します。

(1) 具体的取組

① 任意事業

番号	施策	内容
1	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用促進を図るために、成年後見人等選任の申し立て、成年後見人等への報酬の支払い助成等の支援を行います。
2	配食サービス事業	自ら調理を行うことが困難な高齢者に対し、食事を提供することで、生活上の負担軽減と栄養状態の改善を図るとともに、当該利用者の安否確認を行います。
3	介護サービス相談員派遣事業	相談員が介護サービス事業所を訪問し、利用者やその家族と話し合うことで、疑問や不満、不安の解消と、介護サービスの質の向上を図ります。
4	介護給付適正化事業	必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないか、ケアプランや住宅改修の点検等を行い、介護給付の適正化を図ります。

(2) 事業量見込

①－1 成年後見制度利用支援事業

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市長申立件数 (件)	計画値	5	5	5	5	5	5
	実績値	1	1	4			
後見人等報酬助 成件数(件)	計画値	5	5	5	5	5	5
	実績値	2	0	1			

注：令和5年度実績値は見込値

①－２ 配食サービス事業

項目		令和３年度 (2021 年度)	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)	令和６年度 (2024 年度)	令和７年度 (2025 年度)	令和８年度 (2026 年度)
対象人員（人）	計画値	40	40	40	110	110	110
	実績値	72	90	108			
実施回数（回）	計画値	3,800	4,000	4,200	7,300	7,300	7,300
	実績値	4,322	5,069	7,286			

注：令和５年度実績値は見込値

①－３ 介護サービス相談員派遣事業

項目		令和３年度 (2021 年度)	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)	令和６年度 (2024 年度)	令和７年度 (2025 年度)	令和８年度 (2026 年度)
相談員人数（人）	計画値	4	4	4	4	5	6
	実績値	0	0	4			
実施回数（回）	計画値	100	100	100	60	80	100
	実績値	0	0	43			

注：令和５年度実績値は見込値

第2節 地域で共に支えあうまちを目指して

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムとは、本格的な高齢社会において、高齢者が介護や支援が必要な状況になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、地域全体で高齢者を支えるため、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や、住民が連携し、「介護・予防・医療・生活支援・住まい」の5つのサービスを一体的に提供していく地域づくりのことです。

平成28年（2016年）6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる仕組みを構築するため、地域福祉全体で取組みを推進していくことが示されています。

地域共生社会の実現に向けて、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取組み、地域住民と行政などが協働し、行政による地域づくりへの支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援体制づくりを進め、さらに地域や個人が抱える生活課題を解決していく「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備を進め、地域包括ケアシステムの深化を図っていきます。

（1） 具体的取組

① 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

番号	施策	内容
1	介護予防の推進	高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態、要支援状態になることの予防、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に向けて、住民と協働して予防に取り組む地域づくりを推進していきます。
2	高齢者の生きがいづくりの推進	高齢者が、これまでの豊かな経験や知識、技能を活かし、高齢期を健康で生きがいを持って過ごせるよう、趣味・学習・文化・スポーツ・地域行事・活動、就労などさまざまな活動への積極的な参加と心身の健康づくりを促進します。
3	地域ケア会議の多職種連携による取組みの推進	地域ケア会議を個別の各階層に設置し、保健・医療・介護等の専門職や地域住民との協働のもと、各階層での課題解決を図るとともに、地域の課題や社会資源等の実情を踏まえ、高齢者の生活を支える仕組みづくり、取組みを進めていきます。

② 地域包括支援センターの機能強化

番号	施策	内容
4	地域包括支援センターの機能強化	できる限り要介護状態にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保するとともに、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス原則」を確立する機関として、地域包括支援センターが設置されており、本市では日常生活圏域別に2箇所設置し業務を推進しています。行政との業務の役割分担の明確化と連携強化に努め、複合的な機能強化を図っていきます。

③ 認知症施策の推進

番号	施策	内容
5	認知症施策の推進	認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて、各種施策を総合的に推進していきます。

④ 在宅医療・介護連携推進事業

番号	施策	内容
6	在宅医療・介護連携の推進	介護サービス事業者と医療機関との連携強化や在宅療養を支援する体制の充実に努めます。

⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組

番号	施策	内容
7	生活支援・介護予防サービスの基盤整備	生活支援・介護予防サービスを円滑に提供するため、地域のニーズと地域資源をコーディネートする生活支援コーディネーターと生活支援・サービス提供主体が参加する協議体を設置し、体制の整備を推進するとともに、生活支援施策を充実するため、これら他職種の協働によるサービス提供体制の強化に努めます。

⑥ 高齢者の住まいに関する情報の把握と連携

番号	施策	内容
8	高齢者の住まいに関する情報の把握と連携	高齢者の生活の場として、多様な介護サービスが提供されていることから、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、今後の整備状況等を把握します。また、入居者が安心して暮らせるよう、県などの関係機関との情報連携を図りながら質の確保を図ります。

⑦ 人材確保及び資質の向上

番号	施策	内容
9	人材確保及び資質の向上	総合的な保健・医療・福祉サービスの調整を行える人材の育成や、看護・介護など専門的知識と経験を有する人材の確保と育成事業を推進します。

⑧ ICTを活用した介護

番号	施策	内容
10	ICTを活用した介護	地域医療連携システム・多職種連携システムなどの情報共有システムに関する事例収集及び分析を行い、地域包括ケアシステム構築を補完するICTの活用を検討していきます。

(2) 事業量見込

⑥－1 高齢者の住まいに関する情報の把握と連携（有料老人ホーム）

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
有料老人ホーム	計画値	2事業所 (定員44人)	2事業所 (定員44人)	2事業所 (定員44人)	2事業所 (定員44人)	2事業所 (定員44人)	2事業所 (定員44人)
	実績値	2事業所 (定員44人)	2事業所 (定員44人)	2事業所 (定員44人)			
うち、特定施設の指定を受けるもの		—	—	—			

注：令和5年度実績値は見込値

⑥－2 高齢者の住まいに関する情報の把握と連携（サービス付き高齢者向け住宅）

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス付き 高齢者向け住宅	計画値	0戸 (0人)	0戸 (0人)	0戸 (0人)	0戸 (0人)	0戸 (0人)	0戸 (0人)
	実績値	0戸 (0人)	0戸 (0人)	0戸 (0人)			
うち、特定施設の指定を受けるもの		—	—	—			

注：令和5年度実績値は見込値

2 認知症施策の推進

認知症への対応としては、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」（平成 27 年（2015 年）策定）、「認知症施策推進大綱」（令和元年（2019 年）策定）などにに基づき、取組みが進められてきました。

その流れを受けて、令和 5 年（2023 年）6 月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の成立と、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための取組みについて定められました。コロナ禍における外出自粛等の影響で、認知症の有病率がさらに増加傾向にあると推測する見方もあり、第 9 期計画においては、さらに認知症施策に重点を置き、認知症に関する正しい知識と理解を高めるとともに、認知症の方やその家族等に対する支援や早期からの適切な診断や対応など、関係機関との連携のもと、さらなる施策の充実を図り、安心して暮らしていけるための取組みを推進します。

（１） 具体的取組

① 認知症に対する正しい知識の普及と啓発

番号	施策	内容
1	認知症サポーター養成講座	認知症について正しい知識の普及と啓発を目的に、認知症サポーターを養成する出前講座を開催します。
2	認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーターを対象とした講座を開催し、認知症の方の意思に沿った支援を地域で行うことができる人材の養成を図ります。

② 認知症の予防に関する取組

番号	施策	内容
3	「通いの場」への支援	高齢者等が気軽に通うことができる「通いの場」（運動サロンなど）への支援を行います。

③ 医療やケア、介護サービスの提供と介護者への支援

番号	施策	内容
4	認知症地域支援推進員の活動の強化	地域包括支援センターに属する認知症地域支援推進員の活動をさらに強化することで、認知症の方やその家族への相談体制を整備し、医療機関を含めた関係機関との連携に結びつけます。
5	認知症初期集中支援チームの活動の充実とその周知	認知症の早期の診断と治療のため、医療や福祉の専門職が認知症やそれを疑われる方、その家族を訪問し、初期の支援を包括的かつ集中的に行い、自立した生活へのサポートを行う認知症初期集中支援チームの活動の充実を図るとともに、その周知に努めます。

番号	施策	内容
6	認知症カフェ（オレンジカフェ）の開催への支援	認知症の方の介護者への支援などを目的に、認知症の人やその家族、支援者などの交流の場である認知症カフェ（オレンジカフェ）の開催を支援します。
7	認知症安心ガイド（認知症ケアパス）の活用	認知症の症状段階に応じた適切な医療や介護サービス、相談機関などの情報を掲載した認知症ケアパスを認知症の方やその家族、及び関係機関に配布し、支援が切れ目なく提供されるよう周知・啓発や情報共有を図ります。

④ 認知症バリアフリーの推進と認知症の方の社会参加への支援

番号	施策	内容
8	高齢者おかえり支援事業	認知症の方が外出して道に迷うなどしたとき、早期に発見できるよう、あらかじめその方の情報を事前に登録しておく「高齢者おかえり支援事業」を継続して実施します。また、田村市情報メール配信サービスへの登録を市民にお願いし、事業の目的がより達成されるように努めます。
9	認知症高齢者個人賠償保険事業	在宅生活を送っている「高齢者おかえり支援事業」の登録者が、法律上の損害賠償責任を負った場合や、交通事故等による死亡、または後遺障害等があったときの保障を目的に、市が保険契約を締結する「認知症高齢者賠償保険事業」を実施します。
10	緊急情報カードの普及	予め緊急連絡先やかかりつけ医、持病などの情報を記載しておく「緊急情報カード」の普及を進めます。

⑤ 若年性認知症の方への支援

番号	施策	内容
11	若年性認知症の方への支援体制の構築	若年性認知症の方が適切な支援を受けることができるよう、認知症疾患医療センターなどの医療機関、地域包括支援センター、若年性認知症支援コーディネーターと連携し、支援体制の構築を行います。

(2) 事業量見込

①－1 認知症サポーター養成講座

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
講座開催回数(回)	計画値	10	10	10	10	10	10
	実績値	9	6	8			
受講者数(人)	計画値	100	100	100	100	100	100
	実績値	124	109	90			
累計人数(人)	計画値	4,741	4,841	4,941	4,960	4,980	5,000
	実績値	4,753	4,877	4,970			

注：令和5年度実績値は見込値

③－2 認知症地域支援推進員の活動の強化

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症地域支援 推進員数(人)	計画値	4	4	4	4	4	4
	実績値	4	4	4			

注：令和5年度実績値は見込値

③－3 認知症初期集中支援チームの活動の充実とその周知

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症相談・支援 件数(件)	計画値	40	40	40	10	10	10
	実績値	9	1	1			

注：令和5年度実績値は見込値

④－4 高齢者おかえり支援事業

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
累計登録者数(人)	計画値	40	40	40	40	40	40
	実績値	36	26	28			

注：令和5年度実績値は見込値

3 社会参加の推進と生きがいの創出

高齢者の社会参加には、就労、ボランティア、趣味や習い事、老人クラブ活動などの地域行事などが含まれます。

高齢者の社会参加は、孤立や孤独を防ぐためにも必要です。また、活動を通じて、心の豊かさや生きがいが得られること、また自身の健康にもつながるといわれています。

今後も、高齢者が老人クラブ活動、地域行事やボランティア活動などに積極的に参加するための取組みを推進します。

(1) 具体的取組

① 高齢者の雇用・就業環境の整備

番号	施策	内容
1	地域における多様な雇用・就業機会の確保	高齢者の豊富な知識や技術を生かすことができるよう、商工団体、職業安定所（ハローワーク等）と連携し、高齢者雇用に係る事業所向け助成制度の周知に努めるなど、元気で働く意欲のある高齢者の就業の場の確保を図ります。
2	シルバー人材センターへの支援	高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。

② 健康づくりによる介護予防

番号	施策	内容
3	老人クラブ活動への支援	単位老人クラブは、地域における高齢者の相互交流や奉仕活動の場としての役割を担っています。また、高齢者の社会参加や生きがいづくり、健康づくりに対する意欲の向上といった効果が期待されることから、今後も老人クラブ連合会と連携しながら、その活動を支援します。

③ 生涯学習活動の推進

番号	施策	内容
4	公民館の活動と連携した生涯学習活動の推進	公民館の活動と連携し、高齢者の生涯学習活動を推進します。

4 福祉に関する意識の高揚

高齢者福祉を推進するためには、地域に居住するすべての人が地域社会の一員として福祉に関心を持ち、さらには、誰もが暮らしやすい地域づくりのために、さまざまな地域の活動に参加することが重要です。

核家族化が進み、地域住民同士のつながりが薄れてきたなかで、社会的な孤立が生まれやすくなっています。地域社会のつながりや助け合いを築くためには、地域住民が自ら地域の課題を発見し、それを自分自身に関わる問題として、主体的に解決していこうとする意識を高めることが必要であり、高齢者のボランティア活動への参加促進を図ります。

(1) 具体的取組

番号	施策	内容
1	高齢者のボランティア活動への参加促進	高齢者が持つ知識や社会経験を地域社会で生かすことを目的に、高齢者のボランティア活動への参加促進を図ります。また、社会福祉協議会などと連携し、ボランティア活動についての情報の提供・共有を図ります。
2	老人クラブなどが行う社会奉仕活動への支援	老人クラブなどと連携し、それらの組織が行う社会奉仕活動などへの支援を行います。

5 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

高齢者への虐待は、認知症などに対する理解不足、家族・介護者の介護疲れやストレス、経済的な不安など、さまざまな要因が複雑に絡み合って発生しています。

高齢者への虐待を防止するためには、介護を一人で抱え込まないこと、相手の気持ちを尊重し、やりやすい介護をすること。介護サービスを利用して介護者の負担を減らすことが大切です。また、家庭内で起こる高齢者への虐待は表面化しにくく早期発見が難しいという特徴があります。周囲の方が高齢者とその家族が孤立しないよう見守ることも高齢者虐待の早期発見や防止につながります。

また、高齢者の権利擁護は、超高齢社会において極めて重要なことです。今後、独居高齢者が増加することが予測されること、さらに認知症や失語症など、コミュニケーションが困難な状態や、判断能力が低下した場合など、家族や後見人の支援が必要となってきます。

高齢者の権利擁護に関する制度である成年後見制度は、認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など、判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護（生活・医療・福祉などの契約手続）を、代理権や同意権、取消権が付与された成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）が行う仕組みのことで、これにより本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに家庭裁判所へ成年後見人等選任の申し立てを行うことが難しい場合などは、市長が申し立てをすることができます。

また、成年後見制度の利用が必要な生活保護世帯等を対象に、成年後見制度の申し立てに要する経費及び成年後見人等の報酬の全部または一部を助成する「成年後見制度利用支援事業」があり、ほかにも、認知症や障害によって判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービスの利用を支援する「日常生活自立支援事業」（地域福祉権利擁護事業：社会福祉協議会）があり、今後、これらの制度・事業の利用を推進するための周知・啓発や相談活動の充実に取組みます。

（１） 具体的取組

① 高齢者の虐待防止

番号	施策	内容
1	虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ	高齢者虐待は虐待を未然に防ぐことが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における「認知症等への正しい理解」、「介護サービスなどの利用による介護者・家族の負担軽減」、「地域の方や関係者による働きかけ」など、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組みを行います。
2	発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの積極的な支援	高齢者虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまで、権利擁護を理念とする切れ目のない支援を行います。

番号	施策	内容
3	関係機関の連携協力による支援・対応	高齢者虐待は、家庭内の長年の経緯による人間関係や介護疲れ、精神的な問題などの要因が影響し発生しています。そのため、複数の関係者（市・地域包括支援センター・医療機関・警察・民生児童委員など）が連携しながら支援できる体制づくり（地域資源を活用したネットワーク）を行い、対応します。

② 高齢者の権利擁護

番号	施策	内容
4	「田村市権利擁護センター」の設置・運営 (令和5年4月1日～)	成年後見制度の利用促進と地域連携を推進し、高齢者や障害者の権利擁護を普及・啓発するとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用により「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らし」が実現できるように支援します。
5	市民後見人の養成	ひとり暮らしの高齢者や認知症の高齢者の増加により、親族が後見人となることが困難な事態に対応し、かつ、地域の社会のネットワークを活用した高齢者の保護と支援を図るために、市民後見人の養成と活動支援体制の検討を図ります。
6	日常生活自立支援事業の利用促進	パンフレットの作成・配布や広報誌・ホームページ等を活用した事業周知を行い、利用促進につなげます。

6 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と在宅介護を一体的に提供することが重要であり、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進することが求められます。

本市では、田村3市町で構成する「田村地方在宅医療・介護連携支援センター」（一般社団法人田村医師会設置）に、在宅医療・介護連携事業を委託することにより、広域的な事務を可能とする体制を整備しています。

関係者間の連携を強化し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を推進していきます。

（１） 具体的取組

① 在宅医療・介護連携の推進

番号	施策	内容
1	地域の医療と介護の資源の把握	地域の実態や課題整理のため、医療・介護資源を把握するとともに、関係者間との情報共有や在宅医療・介護連携における課題解決につなげていきます。
2	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築・推進	地域の医療・介護関係者等の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築を目指した取組みを実施します。
3	県中医療圏退院調整ルール of 適正な運用	県中医療圏では、介護を必要とする患者が退院の際に必要な介護サービスの調整を行い、在宅生活へ円滑に移行するため、病院とケアマネジャー等が連携を図るための仕組み、その運用を行っています。患者が退院する際に必要な介護サービスをタイムリーに受けられるよう、関係機関が連携を図りながら、市民への広報周知と適正な運用に努めていきます。
4	地域住民への普及啓発	医療や介護が必要になっても在宅で療養することができるように、パンフレットの作成・配布や広報誌等を活用し、市民や関係機関に周知します。
5	医療・介護関係者の研修（多職種連携研修）の実施	地域の医療・介護関係者の連携を推進するため、多職種の協働・連携に関する研修や医療・介護に関する研修を実施します。

7 防犯・防災対策の推進

高齢者が安心して快適な暮らしを送り続けるためには、防犯に対する意識を常に持ち、対策を怠らないことが求められます。また、高齢者が詐欺や悪徳商法の被害を受けないようにするためには、自らの意識づけばかりではなく、それらに対する情報提供や注意喚起に努める必要があります。

また、全国各地で地震や風水害が頻発していることから、平時からの災害に対する備えの重要性が増しています。市の総合防災訓練などで住民の防災意識の高揚を図るほか、地区防災計画の作成推進や行政区、自主防災組織、介護サービス事業者等が主体となった防災訓練などを通じて地域防災力の強化を図るなど、実際の災害発生を想定した備えを進めます。

(1) 具体的取組

① 防犯対策と消費生活に関する情報の提供

番号	施策	内容
1	犯罪被害防止のための連携強化	悪質な訪問販売や特殊詐欺等から高齢者を守るため、市広報を通じた情報提供を行うほか、警察や関係機関と連携し、地域ぐるみで犯罪被害防止に取り組めます。
2	消費生活に関する啓発・相談	関係機関や地域と連携を強化しながら、被害防止のための出前講座を開催するなど、老人クラブや地域の会合等において高齢者自らが考え、行動し、被害を未然に防ぐ力を養うための啓発事業を実施します。また、消費生活相談の実施や消費者相談窓口の充実を図ります。

② 地域での防災対策の確立

番号	施策	内容
3	災害時避難行動要支援者避難支援プランに基づく避難支援体制の整備・構築	避難行動要支援者の避難対策について、平時から自らの命は自ら守る「自助」を基本に、近隣がお互いに助けあって地域を守る「共助」、行政機関等による「公助」の役割を明確にしつつ、近隣による日頃からの見守りや行政区、自主防災組織といった地域の力を活用し、地域における「共助」の支援体制の構築を目指します。

番号	施策	内容
4	地区防災計画の作成推進	行政区等が主体となり、地区の特性や想定される災害を踏まえ、自発的な防災活動について定める地区防災計画の作成を推進し、地域防災力の強化を図ります。
5	介護老人福祉施設等との協定	指定避難所や一時避難所へ避難した要配慮者が、その避難生活において何らかの配慮や支援を必要とする際には、安心して避難生活を過ごすことができるよう、介護老人福祉施設等と福祉避難所の施設利用に関する協力協定を締結しています。

第3節 介護サービス基盤の充実

1 居宅介護サービスと介護予防サービス

居宅介護サービスは、要介護者が自身の住まいで暮らしながら受けられるさまざまな介護サービスを指します。訪問サービス、通所サービス、短期入所サービス、その他のサービスの4つに分類されます。

介護予防サービスは、要支援者が利用できるサービスです。要介護状態に至ることなく状態の悪化を防ぐために、生活機能の維持と向上、改善を目的としたサービスです。訪問型、通所型、入所・短期入所型の3つがあり、さらに福祉用具貸与・福祉用具販売などのサービスがあります。

(1) 具体的取組

① 居宅介護サービスと介護予防サービス

番号	施策	内容
1	訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴、排せつなどの身体介護や、調理、掃除・洗濯などの生活援助を行うもの。
2	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	移動入浴車（浴槽を積んだ入浴車）で居宅を訪問し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るために、入浴の介助を行うもの。
3	訪問看護・介護予防訪問看護	訪問看護ステーションや医療機関から看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うもの。
4	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士など、リハビリの専門職が居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するために必要なリハビリテーションを行うもの。
5	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	在宅で能力に応じ自立した生活を営めるように、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、心身の状況や生活環境を踏まえた療養上の管理や指導を行うもの。
6	通所介護	通所介護施設（デイサービスセンター）において、入浴、食事の提供など日常生活の支援やレクリエーションを通じた機能訓練を日帰りで行うもの。
7	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関において、入浴、食事の提供など日常生活の支援や、機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するために必要なリハビリテーションを日帰りで行うもの。
8	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の支援や機能訓練を行うもの。

番号	施策	内容
9	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）	介護老人保健施設に短期間入所したうえで、看護や医学的管理のもとでの介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の支援を行うもの。
10	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）	介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理のもとでの介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の支援を行うもの。
11	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助長するために、福祉用具（車いす、特殊寝台など）の貸与を受けるもの。
12	特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費	入浴や排せつなどで使用する貸与になじまない福祉用具（入浴補助用具、腰かけ便座など）の購入費を支給するもの。
13	住宅改修・介護予防住宅改修	住み慣れた自宅で安心して暮らすために、住宅の改修（手すりの取付け、段差の解消など）の費用を支給するもの。
14	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設の指定を受けた有料老人ホームなどに入居している要介護者などについて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練及び療養上の世話を行うもの。

(2) 事業量見込

①－1 訪問介護

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	232	233	235	169	174	172
	実績値	215	197	175			

注：令和5年度実績値は見込値

①－2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	56	56	58	43	44	42
	実績値	48	49	47			
予防給付(人/月)	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0			

注：令和5年度実績値は見込値

①－3 訪問看護・介護予防訪問看護

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	212	213	215	231	236	233
	実績値	225	227	231			
予防給付(人/月)	計画値	23	23	23	30	30	30
	実績値	22	27	27			

注：令和5年度実績値は見込値

①－4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	13	14	16	2	2	2
	実績値	3	5	2			
予防給付(人/月)	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0			

注：令和5年度実績値は見込値

①－５ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

項目		令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	86	87	88	80	84	82
	実績値	85	93	83			
予防給付(人/月)	計画値	2	2	2	1	1	1
	実績値	3	2	1			

注：令和５年度実績値は見込値

①－６ 通所介護

項目		令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	731	734	737	629	632	635
	実績値	753	714	639			

注：令和５年度実績値は見込値

①－７ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

項目		令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	202	205	206	183	188	191
	実績値	186	187	183			
予防給付(人/月)	計画値	79	79	79	63	63	63
	実績値	62	59	67			

注：令和５年度実績値は見込値

①－８ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

項目		令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	228	231	216	127	127	125
	実績値	196	166	141			
予防給付(人/月)	計画値	6	6	6	6	6	6
	実績値	6	5	6			

注：令和５年度実績値は見込値

①－９ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付（人/月）	計画値	35	35	36	25	25	25
	実績値	27	27	26			
予防給付（人/月）	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	2	1			

注：令和5年度実績値は見込値

①－10 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付（人/月）	計画値	1	1	1	0	0	0
	実績値	0	0	0			
予防給付（人/月）	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0			

注：令和5年度実績値は見込値

①－11 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付（人/月）	計画値	648	646	649	667	684	679
	実績値	677	666	649			
予防給付（人/月）	計画値	97	97	97	100	100	99
	実績値	97	99	101			

注：令和5年度実績値は見込値

①－12 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付（人/月）	計画値	15	15	15	10	10	10
	実績値	12	12	9			
予防給付（人/月）	計画値	3	3	3	2	2	2
	実績値	2	3	2			

注：令和5年度実績値は見込値

①－13 住宅改修・介護予防住宅改修

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	8	8	8	6	6	6
	実績値	6	5	6			
予防給付(人/月)	計画値	2	2	2	1	1	1
	実績値	2	2	1			

注：令和5年度実績値は見込値

①－14 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	15	15	15	11	11	11
	実績値	15	14	12			
予防給付(人/月)	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0			

注：令和5年度実績値は見込値

2 地域密着型介護サービスと地域密着型介護予防サービス

地域密着型介護サービスは、地域住民のニーズに合わせたサービスを提供することを目的とした、地域に根差したサービスです。また、地域密着型介護予防サービスは、要介護状態になる前に、住み慣れた地域で生活を継続するための支援を行うサービスです。

(1) 具体的取組

① 地域密着型介護サービスと地域密着型介護予防サービス

番号	施策	内容
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護状態となった場合において、可能な限りその居宅において日常生活を営むことができるよう、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、居宅への定期的な巡回や随時通報により訪問し、入浴・排せつなどの援助を行うもの。
2	夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問により、または通報を受けて、要介護者の居宅でケアを行うもの。
3	地域密着型通所介護	利用定員が18人以下の通所介護施設（デイサービスセンター）において、入浴、食事の提供など日常生活の支援や、レクリエーションなどを通じた機能訓練を日帰りで行うもの。
4	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	脳血管疾患、アルツハイマー型認知症、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度まで記憶機能及びその他の注意機能が低下した状態である方について、通所介護施設（デイサービスセンター）において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで行うもの。
5	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて、訪問や短期間の泊りのサービスを組合せ、多機能なサービスを行うもの。
6	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症のある方について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うもの。

番号	施策	内容
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が 29 人以下で特定施設の指定を受けた有料老人ホームなどに入居している要介護者について、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練及び療養上の世話をを行うもの。
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している要介護者について、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練及び療養上の世話をを行うもの。
9	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組合わせた複合型サービスで、介護と看護のケアを行うもの。
10	新たな複合型サービス※（訪問介護と通所介護の組合せ）	訪問介護と通所介護を組合せ、一体的にサービスを提供することにより、利用者の状況に応じたきめ細かなサービスを提供します。

※新たな複合型サービスについては、令和 5 年（2023 年）12 月 4 日の社会保障審議会介護給付費分科会において、令和 6 年度（2024 年度）の介護報酬改定での創設を見送る方針を固めました。

(2) 事業量見込

①－1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	9	24	39	15	15	15
	実績値	0	0	13			

注：令和5年度実績値は見込値

①－2 夜間対応型訪問介護

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	2	3	3	0	0	0
	実績値	0	0	0			

注：令和5年度実績値は見込値

①－3 地域密着型通所介護

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	1	2	2	2	2	2
	実績値	1	1	2			

注：令和5年度実績値は見込値

①－4 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	1	1	1	0	0	0
	実績値	0	0	0			
予防給付(人/月)	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0			

注：令和5年度実績値は見込値

①－５ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	29	35	74	40	40	40
	実績値	28	27	28			
予防給付(人/月)	計画値	2	2	2	7	7	7
	実績値	5	5	3			

注：令和5年度実績値は見込値

①－６ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	142	154	160	140	140	140
	実績値	116	124	126			
予防給付(人/月)	計画値	2	2	2	4	4	4
	実績値	0	1	4			

注：令和5年度実績値は見込値

①－７ 地域密着型特定施設入居者生活介護

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0			

注：令和5年度実績値は見込値

①－８ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	29	29	29	29	29	29
	実績値	31	27	24			

注：令和5年度実績値は見込値

①－ 9 看護小規模多機能型居宅介護

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	20	20	20	20	20	20
	実績値	14	14	10			

注：令和5年度実績値は見込値

3 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、要介護者が居宅で適切なサービスを受けられるように支援する制度であり、介護予防支援は、要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるような支援する制度です。

(1) 具体的取組

① 居宅介護支援・介護予防支援

番号	施策	内容
1	居宅介護支援・介護予防支援	ケアマネジャーが、居宅で介護を受ける方の心身の状況、希望などを踏まえ、保健医療サービス、福祉サービスの利用などに関し、ケアプランを作成し、これらが確実に提供されるように介護保険サービス事業所等との連絡調整を行うもの。

(2) 事業量見込

①－1 居宅介護支援・介護予防支援

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	1,152	1,158	1,165	1,031	1,047	1,045
	実績値	1,146	1,095	1,045			
予防給付(人/月)	計画値	167	167	167	165	167	165
	実績値	158	162	171			

注：令和5年度実績値は見込値

4 施設サービス

介護保険制度における施設サービスとは、介護保険施設に入居して受ける介護サービスを指します。介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（令和5年度末に廃止（サービス終了）予定）、介護医療院の4つがあります。

（１） 具体的取組

① 施設サービス

番号	施策	内容
1	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	寝たきりや認知症などで日常生活において、常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者（原則、要介護3以上）が入所し、介護などの日常生活上の支援や機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うもの。
2	介護老人保健施設	病状の安定した要介護者で、在宅での生活が困難な方が入所し、看護や医学的管理のもとでの介護及び機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の支援を行うもの。
3	介護療養型医療施設 （令和5年度末に廃止 （サービス終了）予定）	医療機関の療養病棟等に入院する、医療が必要な要介護の方のための長期療養施設で、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や機能訓練、その他必要な医療を行うもの。
4	介護医療院	医学的管理のもとでの、長期療養が必要な方のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に提供するもの。

（２） 事業量見込

①－ 1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付（人/月）	計画値	420	420	420	406	406	406
	実績値	340	361	368			

注：令和5年度実績値は見込値

①－２ 介護老人保健施設

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	189	190	190	190	190	190
	実績値	166	167	156			

注：令和5年度実績値は見込値

①－３ 介護療養型医療施設

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	1	1	0	—	—	—
	実績値	2	0	0			

注：令和5年度実績値は見込値

①－４ 介護医療院

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付(人/月)	計画値	1	1	2	9	9	9
	実績値	4	7	10			

注：令和5年度実績値は見込値

※第9期計画における施設整備の考え方

在宅サービス、居住系サービス、施設サービスそれぞれの事業量の見込みや将来人口の推計、介護サービス事業者調査結果等から総合的に判断し、本計画期間中に、新たな整備は行わないこととします。

ただし、施設入所希望者の状況や介護保険料額への影響を踏まえながら、次期計画における施設整備の必要性については今後も継続的に検討していきます。

5 介護人材の育成と確保

介護における人材不足は、わが国における社会問題といっても過言ではありません。高齢化が急速に進展する現状において、介護のニーズは高まっているのが現状です。田村市も例外ではなく、2030年（令和12年）には、高齢者人口がピークを迎え、それ以降は高齢者数に大きな変化がない状態で推移していく見込みです。一方、生産人口は年々減少を続け、令和22年（2040年）には、65歳以上の高齢者1人を1人の生産年齢人口の方々が支える見込みとなっており、今後、担い手不足の問題がより深刻化していくと見込まれます。高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、介護保険サービスにおける人材の確保のみならず、地域全体で高齢者を支える体制づくりを図ります。また、介護を必要とする高齢者は十分なサービスを受けることができるよう、県などの関係機関とも連携し、介護人材確保に向けた取組みを強化します。

（１）具体的取組

① 人材確保に向けた取組

番号	施策	内容
1	保健・福祉施設従事者就職奨励金の交付	市内に定住し、市内で新たに保健・福祉施設へ就職する方へ奨励金を交付し、市内の保健・福祉施設の人材確保及び本市への定住促進を図ります。
2	介護資格取得費用助成金の交付	介護職員として従事することを希望する方または市内介護サービス事業所に就労している方が、介護職員初任者または介護福祉士実務者の資格を取得するため、その研修受講に要する費用に対し、助成金を交付し、介護職員の確保、就労している介護職員の資質の向上及び職場への定着を図ります。

② 研修会等の開催

番号	施策	内容
3	介護職員初任者研修の開催	介護を必要とする方が、適切な介護サービスを受けることができるよう、介護の正しい知識と実践を習得した介護職員を養成するとともに、介護人材不足の解消を図るため、介護職員初任者研修（短期集中・出張型研修）を開催します。
4	次代を担う介護職員交流会の開催	市内介護事業所の介護職員が、悩みや思いを共有するための意見交換を行い、仲間づくりや個々のスキルアップを図るなど、引き続き、自信と意欲を持って働き続けられるよう、介護職員を対象とした交流会を開催します。

③ 担い手の養成・育成

番号	施策	内容
5	生活支援体制整備事業における担い手の養成・育成	介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体型サービスを提供する住民ボランティアを養成し、地域の担い手として社会参加を推進し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを図ります。
6	介護ロボット・ICTの活用	県が実施する「介護ロボット導入支援事業」、「ICT導入支援事業」の活用を促し、介護従事者の業務負担の軽減及び業務効率化につなげるとともに、介護サービスの質の向上を目指します。

6 感染症対策の推進に係る体制整備

感染症に対する備えとして、日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。このため、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているか定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務に対応できるよう、感染症に対する情報提供や、感染症発生時を含めた県・県中保健福祉事務所（保健所）、協力医療機関等と連携した支援・応援体制の構築を図っていきます。

（１）具体的取組

番号	施策	内容
1	感染症対策についての周知啓発、情報の提供・共有	介護事業所等と連携し感染症対策についての周知啓発や情報の提供・共有を図ります。
2	感染症発生時の支援・応援体制の構築	市や県、協力医療機関、関係団体が連携した感染症発生時の支援・応援体制を構築します。
3	感染症対策に必要な物資の備蓄、調達・輸送体制の確立	介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液、その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制について確認し、不足の場合は整備を要請します。

7 介護給付適正化計画

介護給付適正化計画は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことで、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的に策定するものです。

本計画（第9期計画）において策定する「第6期介護給付適正化計画（令和6年度～令和8年度）」は、効果的・効率的に事業を実施するため給付適正化主要事業を5事業から3事業に再編するとともに、それぞれ具体的な目標を定め、実施内容の充実を図ります。

なお、給付適正化主要5事業の1つであった一定期間に受けたサービス内容を確認できる「介護給付費通知」については、任意事業に位置づけられたことから、費用対効果を踏まえた実施の有無を検討していきます。

（1）実施内容

① 要介護認定の適正化

番号	施策	内容
1	認定調査の点検	要介護認定の変更認定または更新認定にかかる認定調査の内容について、市職員が訪問または書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

② ケアプランの点検（住宅改修費等点検、福祉用具購入貸与調査を統合）（令和6年度～）

番号	施策	内容
2	ケアプラン点検	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業所に資料提出を求め、利用者の自立支援に資する適切なケアプランになっているか等に着目し、市が点検を行います。点検の結果を介護支援専門員に提示し、個々の被保険者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適していないサービス提供の改善を図ります。また、給付情報と認定情報を突合させたデータから、サービスの必要性を確認するためのヒアリングシートを作成しており、ケアプランや提供されたサービスが、利用者の心身状態に適合しているかを事業者と共同で確認しています。

番号	施策	内容
3	住宅改修費の点検	事前申請時には、住宅改修を行おうとする被保険者の身体記録や工事見積もり、写真、図面にて工事内容の確認を行い、改修予定の工事が適正であるか確認を行います。事後申請時には、工事が適正に行われたか書類確認を行います。被保険者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修の防止を図ります。
4	福祉用具購入・貸与調査	軽度者の福祉用具貸与について、自立支援の機会を阻害することがないように、医師の所見やサービス担当者会議の記録をもとに確認を行っています。また、市に確認を求めないまま軽度者の自立支援を妨げる可能性のある福祉用具を貸与していた場合には、ケアマネジャーに対して指導し、必要に応じて返還を求め、介護給付の適正化を図っています。

③ 医療情報との突合、縦覧点検

番号	施策	内容
5	医療情報との突合	医療担当部署とのさらなる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。
6	縦覧点検	受給者ごとに複数回にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数、算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うことにより、サービス事業者等における適正な請求の促進を図ります。

（２） 取組目標

①- 1 要介護認定の適正化

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
点検調査（調査項目間及び特記事項の整合性の確認）の実施率	全件確認 (100%)	全件確認 (100%)	全件確認 (100%)

②-2 ケアプラン点検

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
事業所訪問による点検数	3事業所	3事業所	3事業所
ヒアリングシート作成回数	4回／年	4回／年	4回／年

②-3 住宅改修等の点検

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
現地確認件数	3件／年	3件／年	3件／年

②-4 福祉用具購入・貸与調査

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
現地確認件数	3件／年	3件／年	3件／年

③-5、6 医療情報との突合・縦覧点検

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
医療情報との突合・縦覧点検による内容確認（過誤調整処理・返還指導を含む）	4回／年	4回／年	4回／年

第4節 給付費等の見込み

計画期間の利用量の動向を踏まえた各サービス別の給付費等の見込みは、次のとおりです。

■介護給付費の見込み

単位：千円

サービスの種類	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問介護	117,043	121,559	117,878
訪問入浴介護	27,568	28,811	28,041
訪問看護	99,020	102,362	101,745
訪問リハビリテーション	537	538	538
居宅療養管理指導	7,541	7,939	7,755
通所介護	560,239	562,207	566,692
通所リハビリテーション	135,583	134,997	135,381
短期入所生活介護	98,739	99,827	98,847
短期入所療養介護（老健）	23,591	23,564	23,466
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	108,493	111,144	110,023
特定福祉用具購入費	3,457	3,457	3,457
住宅改修費	7,526	7,526	7,526
特定施設入居者生活介護	27,890	27,925	27,925
居宅サービス 計	1,217,227	1,231,856	1,229,274
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	36,531	36,577	36,577
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	1,423	1,425	1,425
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	105,426	105,559	105,559
認知症対応型共同生活介護	449,426	449,994	449,994
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	94,930	95,050	95,050
看護小規模多機能型居宅介護	64,045	64,126	64,126
新たな複合型サービス ※創設見送り	—	—	—
地域密着型サービス 計	751,781	752,731	752,731

単位：千円

サービスの種類	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護老人福祉施設	1,307,654	1,309,308	1,309,308
介護老人保健施設	684,576	685,443	685,443
介護医療院	39,384	39,434	39,434
施設サービス 計	2,031,614	2,034,185	2,034,185
居宅介護支援	200,333	203,723	203,191
合 計	4,200,955	4,222,495	4,219,381

資料：地域包括ケア「見える化」システム

■介護予防給付費の見込み

単位：千円

サービスの種類	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	9,915	9,928	9,928
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	57	57	57
介護予防通所リハビリテーション	27,971	28,007	28,007
介護予防短期入所生活介護	1,512	1,513	1,513
介護予防短期入所療養介護（老健）	221	221	221
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	6,581	6,581	6,514
特定介護予防福祉用具購入費	826	826	826
介護予防住宅改修	1,768	1,768	1,768
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
介護予防サービス 計	48,851	48,901	48,834
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,764	5,771	5,771
介護予防認知症対応型共同生活介護	10,429	10,442	10,442
地域密着型介護予防サービス 計	16,193	16,213	16,213
介護予防支援	9,266	9,390	9,277
合 計	74,310	74,504	74,324

資料：地域包括ケア「見える化」システム

■その他の給付費の見込み

単位：千円

サービス種別・項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特定入所者介護サービス費	180,081	181,830	181,034
高額介護サービス費	68,077	68,745	68,443
高額医療合算介護サービス費	7,129	7,021	6,973
審査支払手数料	3,424	3,372	3,350
合 計	258,711	260,968	259,800

資料：田村市高齢福祉課資料より

■地域支援事業費の見込み

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

単位：千円

サービス種別・項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問介護相当サービス	9,688	9,688	9,688
訪問型サービスA	0	0	0
訪問型サービスB	1,011	1,011	1,011
訪問型サービスC	0	0	0
訪問型サービスD	306	306	306
訪問型サービス（その他）	0	0	0
通所介護相当サービス	69,627	69,627	69,627
通所型サービスA	0	0	0
通所型サービスB	1,102	1,102	1,102
通所型サービスC	837	837	837
通所型サービス（その他）	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	9,501	9,501	9,501
介護予防把握事業	28	28	28
介護予防普及啓発事業	244	244	244
地域介護予防活動支援事業	38	38	38
一般介護予防事業評価事業	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	1,014	1,014	1,014
上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業	424	424	424
合 計	93,820	93,820	93,820

資料：地域包括ケア「見える化」システム

2. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

単位：千円

サービス種別・項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	72,092	72,092	72,092
任意事業	5,348	5,348	5,348
合 計	77,440	77,440	77,440

資料：地域包括ケア「見える化」システム

3. 包括的支援事業（社会保障充足分）

単位：千円

サービス種別・項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医療・介護連携推進事業	1,796	1,796	1,796
生活支援体制整備事業	3,772	3,772	3,772
認知症初期集中支援推進事業	189	189	189
認知症地域支援・ケア向上事業	104	104	104
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	125	125	125
地域ケア会議推進事業	994	994	994
合 計	6,980	6,980	6,980

資料：地域包括ケア「見える化」システム

4. 地域支援事業費計

単位：千円

サービス種別・項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防・日常生活支援総合事業	93,820	93,820	93,820
包括的支援事業（地域包括支援センター運営） 及び任意事業	77,440	77,440	77,440
包括的支援事業（社会保障充足分）	6,980	6,980	6,980
合 計	178,241	178,241	178,241

資料：地域包括ケア「見える化」システム

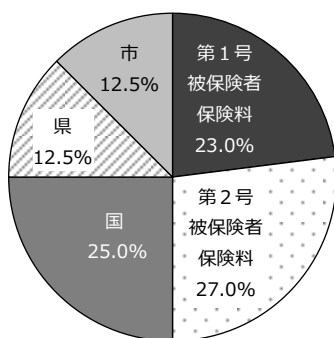
第5節 保険料の設定

(1) 保険給付費の財源構成

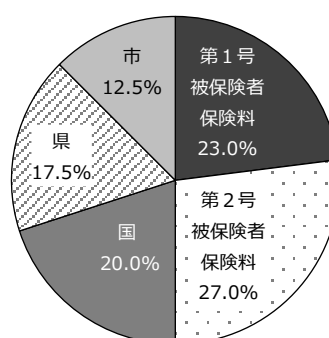
介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%～30%）を除いた標準給付費について、原則として50%を公費で負担し、残りの50%を被保険者の保険料で負担します。

また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者（65歳以上）、27%を第2号被保険者（40歳～64歳）が負担することになります。

■介護保険給付費<居宅給付費>

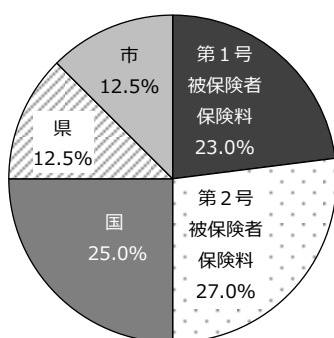


■介護保険給付費<施設等給付費>



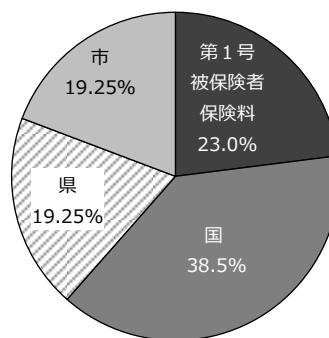
■地域支援事業費

<介護予防・日常生活支援総合事業費>



■地域支援事業費

<包括的支援事業及び任意事業費>



(2) 保険料基準額の設定

第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）における第1号被保険者の保険料基準額（月額）は、以下の算定により、6,000円に設定します。

■保険料基準額の算定

A	標準給付費見込額 (介護給付費+介護予防給付費+その他給付費)	13,645,450,039円
B	地域支援事業費	583,892,583円
C	介護予防・日常生活支援総合事業費	281,461,803円
D	第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）	36,592人
E	第1号被保険者負担分相当額 $(A+B) \times 23\%$	3,272,748,803円
F	調整交付金相当額 $(A+C) \times 5\%$	696,345,592円
G	調整交付金見込額 ($(A+C) \times$ 調整交付金見込交付割合 (7.49%) $\times$ 調整率 (1.00)) + 特別調整交付金の交付見込額 (58,305,000円))	1,042,855,000円
H	介護給付費基金取崩額	240,000,000円
I	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	43,681,000円
J	保険料収納必要額 $E + F - G - H - I$	2,642,558,395円
K	予定保険料収納率	99.00%
L	保険料基準額（年額） $J \div D \div K$ （端数処理）	72,000円
M	保険料基準額（月額） $L \div 12$ か月	6,000円

(3) 所得段階別被保険者見込数

第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）における所得段階別被保険者数を以下のとおり見込みます。

単位：人

所得段階	第9期			
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計
第1段階	1,856	1,852	1,845	5,553
第2段階	1,125	1,123	1,119	3,367
第3段階	912	911	907	2,730
第4段階	2,215	2,211	2,203	6,629
第5段階	2,650	2,645	2,635	7,930
第6段階	1,795	1,792	1,785	5,372
第7段階	1,181	1,179	1,175	3,535
第8段階	569	568	566	1,703
第9段階	185	185	185	555
第10段階	81	80	80	241
第11段階	26	26	26	78
第12段階	28	28	28	84
第13段階	87	87	86	260
合 計	12,710	12,687	12,640	38,037

(4) 所得段階別保険料額

第9期計画期間(令和6年度～令和8年度)における所得段階別保険料額は以下のとおりです。

第1号保険料については、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、国において見直し(標準段階の9段階から13段階への多段階化・高所得者の標準乗率の引上げ・低所得者の最終乗率の引下げ)が行われました。

区分			計算方法	保険料月額	
第1段階	本人が市民税非課税	世帯非課税	(軽減前※) 基準額×0.455	(軽減前※) 2,730円	
第2段階			(軽減前※) 基準額×0.685	(軽減前※) 4,110円	
第3段階			(軽減前※) 基準額×0.69	(軽減前※) 4,140円	
第4段階		世帯課税	基準額×0.9	5,400円	
第5段階			【基準額】	6,000円	
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満		基準額×1.2	7,200円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満		基準額×1.3	7,800円
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満		基準額×1.5	9,000円
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満		基準額×1.7	10,200円
第10段階		本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満		基準額×1.9	11,400円
第11段階		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満		基準額×2.1	12,600円
第12段階		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満		基準額×2.3	13,800円
第13段階		本人の合計所得金額が720万円以上		基準額×2.4	14,400円

※公費投入による保険料負担軽減

国において、低所得者の保険料負担の軽減を図るため、公費(国・県・市)を投入することで、保険料を軽減する仕組みが導入されています。

区分	計算方法	保険料月額
第1段階	(軽減後) 基準額×0.285	(軽減後) 1,710円
第2段階	(軽減後) 基準額×0.485	(軽減後) 2,910円
第3段階	(軽減後) 基準額×0.685	(軽減後) 4,110円

（５）介護保険料及びサービス利用に係る負担の軽減について

①介護保険料の減免

災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められるときは、介護保険料の減免、または徴収が一時的に猶予されます。

②介護保険負担限度額の認定

市民税非課税世帯等の低所得者（利用者負担が第１～第３段階）に該当する方は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費（滞在費）等の負担に対して限度額が設けられ、それを超える分は特定入所者介護（予防）サービス費として給付されます。

③高額介護（予防）サービス費の支給

自己負担額が一定の上限額を超えたときは、その超えた分が高額介護（予防）サービス費として支給されます。また、所得によってその上限が減額となり、負担が重くなり過ぎないように仕組みとなっています（ただし、居住費・食費・日常生活費等は含まれません）。

④高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の１年間の自己負担額の合計が限度額を超過したときは、その超過分が高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

⑤社会福祉法人等による利用者負担の軽減

社会福祉法人が運営している特別養護老人ホーム等のサービスについて、その法人が特に生計を維持することが困難な低所得者に対して利用者負担を軽減したときに、市がその費用の一部を公費で賄う制度があります。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

第1節 計画の進行管理

1 計画の進行管理

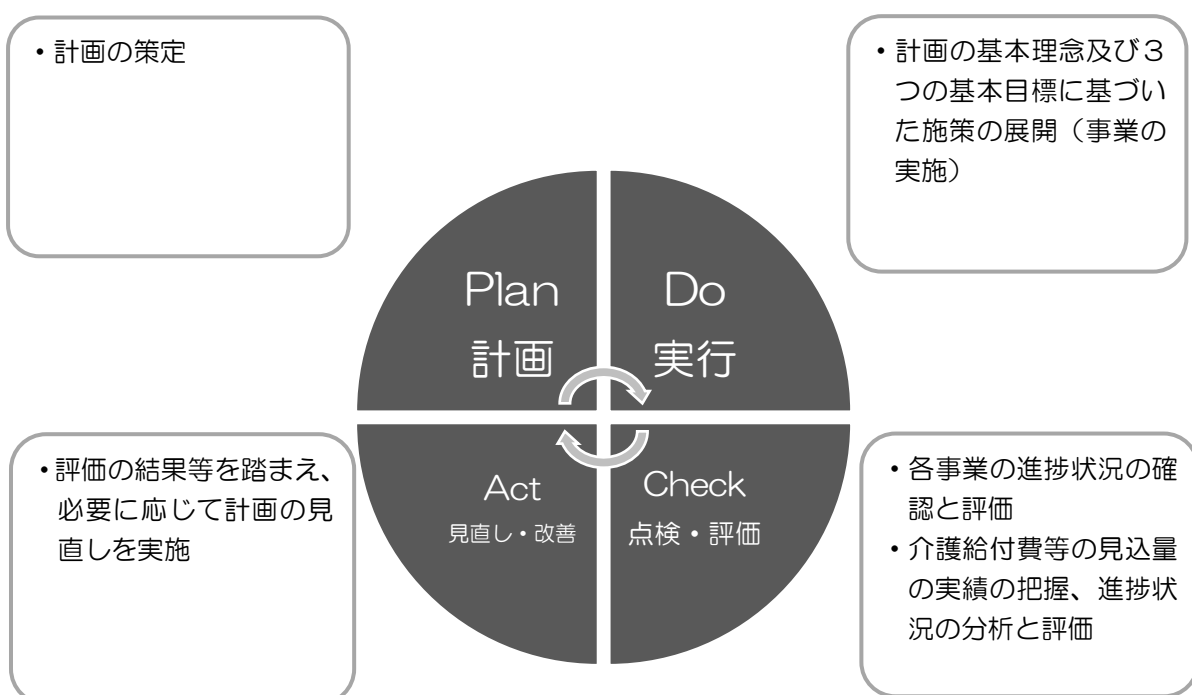
計画の推進にあたっては、計画の円滑な実施に向けて、市高齢福祉課を中心に施策、事業の進行管理を行います、また、本計画の推進状況の市民・事業者等への周知や関係機関・団体との共有により、多様な意見を取り入れたうえで着実な計画の推進を図ります。

さらに、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会をはじめ、介護認定審査会、地域包括支援センター運営協議会など、会議・協議会における検討結果や意見を、介護保険事業の運営等に適切に反映させます。

2 保険者機能強化推進交付金等の活用

平成29年度（2017年度）の介護保険法の改正により、市区町村及び都道府県等に対し、自立支援・重度化防止等に関する取組みを推進するための「保険者機能強化推進交付金」が交付されることとなり、また、令和2年度（2020年度）から公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするために「保険者機能強化推進交付金」等の評価結果を活用しつつ、地域課題の分析を行い、改善につなげるなど、PDCAサイクルに基づき管理していきます。



第2節 サービス提供体制の整備と関係機関との連携

1 サービス情報の提供

福祉サービスや介護サービスの適切な利用を促進するために、市民に対し必要な情報の提供を行います。具体的には、「市の広報誌やホームページ等による広報活動の充実」、「介護保険の手引きやパンフレットの作成」、「各種研修会や講座の開催によるサービス内容の普及」といった取り組みを行います。

2 相談・苦情対応体制の充実

地域包括支援センターを中心として、サービスの利用等に関する相談に適切に対応するための体制整備を図ります。

また、苦情対応に関しては、その内容がサービス提供事業者の対応（例えばケアプランの変更など）や事業者との調整で対応できるものである場合、市の介護保険担当者や相談窓口担当者が、サービス提供事業者と連絡調整のうえ対応します。

また、苦情等について解決が困難な場合は、弁護士等と相談・審議・検討し、必要に応じて事業所等に指導勧告を行うなど、適切な方法により解決へ結びつけます。

3 事業者への情報提供

介護保険サービス提供事業者が連携して、適切な居宅サービス計画を作成できるよう、関係事業者に関する情報提供や関係事業者間の情報交換のための体制整備など、事業者相互の連携・確保に関する事業、その他介護給付等対象サービスの円滑な提供を図ります。

4 国・県との連携

本市の保険者機能及び県の保険者支援の機能を強化するため、国・県との連携により、地域課題を分析し、地域の実情を踏まえて、高齢者の自立支援や重度化防止の取組みに関する目標を定め、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行います。

5 近隣地域等との連携

近隣地域等との連携は、さまざまなスケールメリットや経済的効率性・選択性の拡大など、大きな意味を持つという観点から、情報交換及び他市町村との施策連携を図るなど、広域的な取組みに努めていきます。

資料編

資料編

1 田村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8（市町村老人福祉計画）第1項に規定する計画をいう。以下同じ。）及び介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条（市町村介護保険事業計画）第1項に規定する計画をいう。以下同じ。）の策定に関し必要な事項を検討するため、田村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること
- (2) その他計画の策定のため必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から20名以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者を代表する者
- (2) 居宅介護サービス事業所又は居宅介護支援事業所に勤務する者
- (3) 介護保険施設に勤務する者
- (4) 学識経験者
- (5) 公益を代表する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該計画が策定された時をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長がこれを招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 委員の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、審議のため必要があるときは、あらかじめ市長に協議して、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。

2 田村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 委員名簿

	区分	氏名	備考
1	介護保険被保険者代表 (4名)	村 上 司	田村市老人クラブ連合会長
2		安 齋 博 勝	介護保険第1号被保険者
3		管 野 裕 子	介護保険第2号被保険者
4		吉 田 和 子	介護者の代表
5	居宅介護サービス事業所又は居宅介護支援事業者 (4名)	佐久間 早代子	医療法人 健山会 理事
6		柴 原 献 吾	田村市地域包括支援センター管理者
7		佐 藤 貴 豪	田村地方介護支援専門員連絡協議会
8		鎌 田 清 子	J A福島さくら は～とらいふ船引管理者
9	介護保険施設に勤務する者 (2名)	宗 像 真 広	【副委員長】 特別養護老人ホーム「都路まどか荘」施設長
10		渡 辺 春 信	介護老人保健施設 滝根「聖・オリオンの郷」事務長
11	学識経験者 (8名)	遠 藤 正 達	遠藤医院（田村医師会）
12		博 多 研 文	博多歯科医院（田村歯科医師会）
13		佐 藤 貴 夫	滝根町民生児童委員連絡協議会長
14		秋 元 忠 夫	大越町民生児童委員連絡協議会長
15		松 本 静 夫	都路町民生児童委員連絡協議会長
16		本 田 隆 司	常葉町民生児童委員連絡協議会長
17		橋 本 善 政	船引町民生児童委員連絡協議会長
18		吉 田 雅 弘	田村市社会福祉協議会事務局長
19	公益を代表する者（1名）	助 川 庄 藏	【委員長】 田村市行政区長連合会長
20	その他市長が指定する者 (1名)	鈴 木 克 実	田村市保健福祉部長

3 計画策定の経過

年月日	開催会議等	協議事項
令和5年8月23日	委嘱状交付 第1回 田村市高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画策定委員 会	・委員長及び副委員長の互選について ・各種アンケート調査結果について ・計画の概要について ・計画・策定スケジュールについて
令和5年10月5日	第2回 田村市高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画策定委員 会	・計画の構成及び骨子案について ・計画の基本理念について ・地域支援事業について ・介護給付費等の実績値及び計画値につ いて
令和5年12月25日	第3回 田村市高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画策定委員 会	・計画の素案について ・素案にかかる意見等について
令和6年2月13日	第4回 田村市高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画策定委員 会	・計画策定、報告

田村市高齢者福祉計画・第9期田村市介護保険事業計画

令和6年3月

編集・発行 田村市 保健福祉部 高齢福祉課

〒963-4393

福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

TEL : 0247-82-1115

FAX : 0247-82-4555
